

LIBRA

2018年 9 月号

〈特集〉

ご存じですか? 裁判官の人事評価制度

〈インタビュー〉

女優 飯島直子さん

〈クローズアップ〉

2018年度 夏期合同研究



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2018年9月号

特集

02 ご存じですか？ 裁判官の人事評価制度 弁護士の情報が肝なのです！

- I 制度紹介
- II 堀野紀会員インタビュー
- III 座談会
- IV 座談会からのメッセージを受けて
- V ご質問から
- VI 韓国は今

インタビュー

20 女優 飯島直子さん

クローズアップ

27 2018年度 夏期合同研究

連載等

- 24 理事者室から：やりがいある副会長の職務 坂口禎彦
- 25 臨時常議員会報告（2018年度 第1回）
- 26 今、憲法問題を語る：第82回 憲法改正問題と出前講座 衆原周成
- 36 団体定期保険と団体扱制度のご案内 岡田耕次郎
- 38 もっと知ろうよ！オキナワ！
第17回 2018沖縄シンポジウム「沖縄とともに—1945年6月23日を心に刻む」
寺崎昭義
- 40 近時の労働判例
第66回 東京地裁平成29年9月14日判決（日本郵便（東京）事件） 中村 新
- 42 東弁往来：第59回 法テラス釧路法律事務所 武井 祥
- 44 via moderna—連載 新進会員活動委員会
第74回 新進委員会OB・OGに聞く ～vol.1 初代委員長 福崎聖子会員 編～
聞き手：船橋桃子
- 46 わたしの修習時代：法曹一元修習のありがたさ 62期 内野令四郎
- 47 70期リレーエッセイ：雑感 上田圭介
- 48 心に残る映画：『クール・ランニング』 江田 翼
- 49 コーヒーブレイク：誤解を解きたい 池邊瑞和
- 50 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 52 会長声明
- 61 インフォメーション

ご存じですか？裁判官の人事評価制度

弁護士の情報が肝なのです！

弁護士による裁判官の職務情報提供制度があることは知っていても、その情報がどのように裁判官の人事評価に用いられているのかは知らないという方は多いのではないのでしょうか。

今月号の特集では、裁判官の職務情報提供推進委員会の皆様から裁判官の人事評価制度の実際、弁護士による裁判官の職務情報提供の意義などについて分かりやすく解説していただきました。

(LIBRA 編集会議 西川 達也, 小峯 健介)

裁判官はどのような評価を受けながらそのキャリアを積んでゆくのか、また、どのような手続きで再任されるのか、といった裁判官の人事制度が現在どうなっているかご存じでしょうか。

これまでブラックボックスといわれてきた裁判官の人事評価制度ですが、その透明化などを図るために、司法制度改革の一環として二つの制度（下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度と人事評価制度）が生まれ、既に約15年間の経過しています。

この新しい制度を支える取組の一つが、我々弁護士による裁判官の職務情報の提供です。この情報提供は、裁判官の人事評価や再任手続きに影響するだけではなく、私たちの弁護士としての活動にも深い繋がりを持っており、さらには、司法のあり方について関心を深める身近な機会にもなると思われます。

裁判官の職務情報提供推進委員会は、このような会員の情報提供を支援する活動を行っています。この制度がさらに積極的に利用されるよう呼びかけるため、座談会を開催し、また、必要な情報を整理しましたのでご一読下さい。

(裁判官の職務情報提供推進委員会 委員長 赤羽 宏)

CONTENTS

I	制度紹介	3頁
II	堀野紀会員インタビュー	6頁
	二つの制度はどうして生まれたか & 弁護士から見た制度の意義	
III	座談会	8頁
	高裁長官や地裁所長などを歴任された当委員会の委員である吉戒・中山各委員に話を聞きました。	
IV	座談会からのメッセージを受けて	17頁
	情報提供の経験や座談会に参加した委員の感想を紹介します。	
V	ご質問から	18頁
	制度理解に役立つ質問やデータなどを紹介します。	
VI	韓国は今	19頁
	韓国における裁判官の外部評価についてミニ情報をお知らせします。	

I 制度紹介

裁判官の職務情報提供推進委員会事務局長 小林 ゆか (49 期)

1 二つの制度について

「再任期裁判官に関する外部情報提供制度」と「裁判官の人事評価に関する外部情報提供制度」は、司法制度改革の一環として生まれました。

司法制度改革と

裁判官の新しい人事評価制度との関係

司法制度改革審議会意見書では、「裁判官制度の改革」として、給源の多様化など他の3項目とともに、

- ①裁判官の任命手続の見直し、
- ②裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）が提言され、
- ①の提言に基づき、「下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則」が、
- ②の提言に基づき、「裁判官の人事評価に関する規則」が制定されました。

(1) 再任期裁判官に関する外部情報提供制度

この制度に基づいて提出される情報を、「再任期情報」ということがあります。

下級裁判所の裁判官の任命は、最高裁判所が指名した者の名簿によって内閣が行いますが、最高裁は、任官希望者についての指名の適否を、下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」といいます）に対し諮問しなければなりません。そして、この諮問を受けた指名諮問委員会では、その判断に情報が必要なため、弁護士会や検察庁など裁判所外部からも情報を収集することになりました。

この制度は、裁判官の任命過程の透明性を高め、国民の意見を反映させるために設けられました。指名諮問委員会の他に、情報収集のために高裁の管轄ごとに地域委員会が置かれ、この地域委員会が窓口となって弁護士等からの情報が集められ、その情報が指名諮問委員会に提供されるなどして、最高裁へ諮問結果を答申する際の資料となっています。弁護士会（会員弁護士）との関係を付加して図解すると、**説明図1**のようになります。

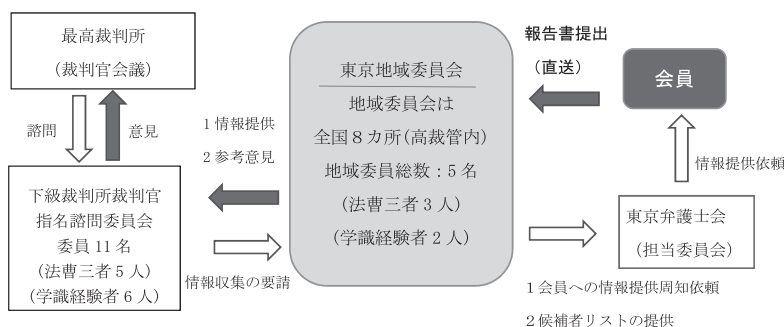
(2) 裁判官の人事評価に関する外部情報提供制度

この制度に基づいて提出される情報を、「人事評価情報」ということがあります。

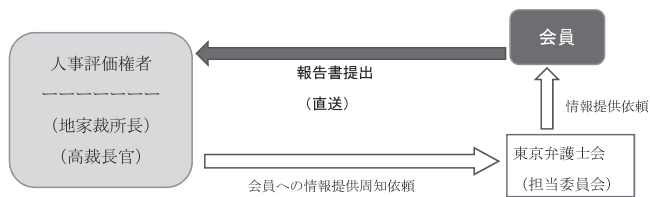
新しい裁判官の人事評価制度は、裁判官の資質・能力を高めるとともに、国民の裁判官に対する信頼を高めるために人事評価の透明性・客観性を確保することを目的としています。そのために「裁判官の人事評価に関する規則」が設けられ、人事評価権者（裁判所所長や長官）が裁判官の人事評価を行う場合の評価基準が明確化され、また、評価権者は、人事評価にあたり、弁護士会など裁判所外部からの情報についても配慮するものとされました。

ご存じですか？
裁判官の人事評価制度

説明1 再任期裁判官に関する外部情報提供制度



説明2 裁判官の人事評価に関する外部情報提供制度



この人事評価情報の場合には、対象裁判官は再任かどうかを問いません。裁判官全員を対象としてその職務情報を報告書に記載し提出することができます。

提供された情報は、裁判所の総務課を経由して、人事評価権者である所長（又は高裁長官）の下に集約され、毎年8月1日を基準として行っている人事評価の資料として利用されます。

全体の関係を付加して図解すると、説明図2のようになります。

2 弁護士会（担当委員会）の役割

弁護士会では、再任期裁判官に関する情報については、東京地域委員会から当会会員への周知依頼に基づき、例年5月及び10月頃（再任時期により年2回）、会員である弁護士の皆様や、裁判官情報収集モニターに報告書の提出をお願いしています。

また、裁判官の人事評価のための情報については、裁判所所長（東京地裁所長など）からの周知依頼に基づき、例年6月頃、会員である弁護士の皆様に報告書の提出をお願いしています。

3 情報提供の方法について

- (1) 再任期情報でも、人事評価情報でも、「消極情報」（問題のある職務行為）か、「積極情報」（優れた職務行為）か、その種類を問いません。
- (2) 顕名の上、「具体的な根拠事実」を記載した報告書を提出して下さい。

報告書の形式には、対象裁判官を評価項目ごとにA, B, Cや1, 2, 3, 4, 5など数値によって段階で評価する方式（段階的評価）もありますが、当会では、情報の質を高めるため、これまで顕名で

具体的事実が記載された報告書の提出を呼びかけています。

- (3) 報告書は「直送」して下さい。

当会では、希望する会員のために報告書の提出を代行（取り次ぎ）していましたが、2017年度から直送方式に変更しました。

再任期情報の提出先は、東京高裁事務局総務課長宛てとなります（東京高裁総務課長が東京地域委員会の庶務を担当しています）。

人事評価情報は、対象裁判官が所属する裁判所総務課長宛てとなります。

当委員会では、ウェブサイト（会員サイト）や弁護士会館4階の会員室に報告書のひな形や記載例を用意しています。

4 求められている外部情報とは

では、どのような情報が外部情報として提供するのに相応しいものなのでしょうか？

参考となるのは、裁判官の人事評価に関する規則です。

同規則3条1項には、3つの評価項目（①事件処理能力、②部等を適切に運営する能力、③裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質・能力）が掲げられ、これらを具体化したものとして、「評価項目及び評価の視点」が裁判所のウェブサイト http://www.courts.go.jp/saikosai/vcms_lf/81023001.pdf で公開されています。

（説明3として抜粋しましたので、報告書作成の際の参考として下さい。また、本文中で引用した規則等についても、説明4として抜粋しましたので、こちらも参考にして下さい。）

説明3 評価項目及び評価の視点（抜粋）

1. 事件を適切に処理するのに必要な資質・能力（事件処理能力）
 - 法律知識、法的判断に必要な資質・能力（法的判断能力）
 - ・法律知識の正確性・十分性
 - ・法的問題についての理解力・分析力・整理力・応用力
 - ・法的判断を適切に表現する能力
 - ・合理的な期間内に調査等を遂げて判断を形成する能力 など
 - 裁判手続を合理的に運営するのに必要な資質・能力（手続運営能力）
 - ・法廷等における弁論等の指揮能力 ・当事者との意思疎通能力
 - ・担当事件全般を円滑に進行させる能力 など
2. 部等を適切に運営するのに必要な資質・能力（組織運営能力）
3. 裁判官として職務を行う上で必要な一般的資質・能力（一般的資質・能力）
 - 識見
 - ・幅広い教養に支えられた視野の広さ ・人間性に対する洞察力 ・社会事象に対する理解力など
 - 人物・性格
 - 廉直さ、公平さ、寛容さ、勤勉さ、忍耐力、自制心、決断力、慎重さ、注意深さ、思考の柔軟性、独立の気概、精神的勇氣、責任感、協調性、積極性 など

説明4 規則等

(1) 司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日）

Ⅲ 司法制度を支える法曹のあり方 第5 裁判官制度の改革

2. 裁判官の任命手続きの見直し

——最高裁判所が下級裁判所の裁判官として任命されるべき者を指名する過程に国民の意思を反映させるため、最高裁判所に、その諮問を受け、指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置すべきである。

3. 裁判官の人事制度の見直し（透明性・客観性の確保）

——評価に当たっては、例えば自己評価書を作成させるなど、本人の意向を汲み取る適切な方法、更に、裁判所内部のみではなく裁判所外部の見方に配慮しうるような適切な方法を検討すべきである。

(2) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則

（平成15年2月26日最高裁判所規則第6号。平成15年5月1日施行）

第3条

最高裁判所は、下級裁判所裁判官として任命されるべきものとして指名されることの希望を申し出た者（以下「任官希望者」という。）については、当該者を指名することの適否を委員会に諮問しなければならない。

第11条

委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、裁判所、検察庁、日本弁護士連合会、弁護士会その他の団体又は個人に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を依頼することができる。

(3) 裁判官の人事評価に関する規則

（平成16年最高裁判所規則第1号。平成16年4月1日施行）

第3条2項

評価権者は、人事評価に当たり、裁判官の独立に配慮しつつ、多面的かつ多角的な情報の把握に努めなければならない。この場合において、裁判所外部からの情報についても配慮するものとする。

(4) 裁判所法における任命手続き

裁判所法40条第1項

高裁長官、判事、判事補等は、最高裁の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。

Ⅱ 堀野紀会員インタビュー

二つの制度はどうして生まれたか & 弁護士から見た制度の意義

構成：裁判官の職務情報提供推進委員会委員長 赤羽 宏 (35期)



堀野会員は、最高裁に設置された一般規則制定諮問委員会の弁護士委員として、裁判官の人事制度に関係した二つの最高裁判所規則の制定やその運用に関わられました。そこで、弁護士の立場からみた制度内容について本年6月14日にインタビューさせていただき、要点を絞ってまとめました。

堀野 紀 会員 (17期)

当会会長(平成9年度)

日弁連事務総長(平成4年度、同5年度)

最高裁一般規則制定諮問委員会委員(平成14年7月～同15年12月に主に活動)

最高裁下級裁判所裁判官指名諮問委員会委員(平成15年6月～同23年7月)など

■外部情報の位置づけ

—— 裁判官の任命や人事評価における外部情報の扱いや位置づけについてお話しいただけますか。

堀野：下級裁判所裁判官指名諮問委員会と裁判官の人事評価制度は、司法制度改革審議会意見書から生まれたものです。まず、指名過程については「国民の意思を反映させる」とされ、人事評価にあっては「裁判所外部の見方に配慮」という提言が書かれていました。これは、従前の制度に照らすと画期的な提言でした。

最高裁も、この提言を尊重するという姿勢で二つの規則制定の審議に臨み、最初に制定されたのが下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則でした。この規則では、指名候補者の情報収集にあたり、委員会は日弁連や単位会などの外部団体又は個人に協力を求めることができる(同規則11条)としていますが、外部情報という言葉は使われませんでした。

—— この場合に、外部情報についてはどのような扱いが想定されていたのでしょうか。

堀野：指名諮問委員会の規則では、外部情報については明記していませんが、単位会などへの特段の協力依頼を通して法曹関係者から外部情報の提供がなさ

れることを予定する表現となっています。

—— 裁判官の人事評価制度では、外部情報はどのような位置づけになっていたのでしょうか。

堀野：この場合には、(審議会意見書では) 裁判所外部からの情報についても「配慮する」とされ、外部情報が明確に書かれています。

裁判官の人事評価に国民的関与を認めたものと思います。

■内部情報について

—— 指名候補者の適否判断に使う情報として、裁判所内部の情報が使われることは当然予想されますが、制度発足当初、この裁判所の内部情報とはどのようなものだったのでしょうか。

堀野：私も、当初の段階では、この内部情報がどのような内容であり、またどのように作られるのかなどは分かりませんでした。

1年後に新しい人事評価制度が作られましたが、指名諮問制度との関係でも、裁判所の内部情報(裁判官の人事評価)についてその透明化は必要だったと思います。

—— 約1年遅れて人事評価制度に関する規則が施行されていますが、この規則が制定される過程でどのような議論があったのでしょうか。

堀野：評価権者を誰にするかとか、評価基準をどのようにするかとか、人事評価にあたり本人と面談することや情報開示、そして不服申立の方法などが議論されました。

人事評価に対する不服を誰が審査するかという問題では、私とともに一般規則制定諮問委員会の弁護士委員だった宮本康昭さんが第三者案を提案していました。

■内部評価の方法について

—— 内部評価に際しての評価基準について、堀野さんは「堀野案」というような資料を出されています。これを見ると、評価項目ごとに段階式の評価方法になっています。内部評価として段階式を採用することについてはどうお考えですか。

堀野：裁判所内部では、段階式の評価も考えられると思います。しかし、外部評価として考えると、例えば、複数の事件を同じ裁判官に担当される機会の少ない東京のような場合、段階式評価がうまく機能するのか要検討でしょう。

■弁護士からみた制度の意義

—— 弁護士が裁判官の人事評価情報を提供することは、弁護士にとって、どのような意義があるのでしょうか。

堀野：裁判官の人事評価は、これを契機に自分の訴訟活動、例えば、証拠の評価や主張についての自己評価・客観化に繋がると 생각합니다。裁判官の訴訟指揮や姿勢は当事者の訴訟活動とも相関連している場合が多いと思われます。相手を批判するということは自分の訴訟活動を省みる機会にもなります。裁判官

のあら探しではなく、裁判官や自分の訴訟活動についての質の向上に繋がりたいものです。

—— 外部情報の重要性とはどのような点でしょうか。

堀野：裁判官は、内部評価だけでは変わらないと思います。上司の評価と同僚の評価が異なる場合があります。また、裁判官の職場は主に法廷と裁判官室ですが、法廷を見ているのは我々弁護士です。どんなに立派な判決を書いても法廷での態度は別の重要な評価要素になることがあります。これは、弁護士任官希望者の場合も同じですが。

—— いま判決の話が出ましたが、判決内容に対する評価は、外部情報としてはどのように扱われるべきでしょうか。

堀野：例えば、論理性を著しく欠いたような判決については、外部情報としての価値はあると思います。ただ、裁判官独立との関係で慎重さも必要ですので、あくまで判決の内容や表現が一見明白に妥当性を欠くような場合に限られると思います。

—— 堀野さんは、これまで二つの制度の制定や運用に当初から関わってこられました。この制度の運用に関して会員に向けてメッセージをお願いします。

堀野：是非、良い裁判官であってほしいという基本的な視点に立って、説得力ある文章で報告書を書いて下さい。この制度は、弁護士が支えることで成り立っています。

担当裁判官の名前をいつもメモして、その印象などを記録しておくことをおすすめします。

—— 有意義な話を有り難うございました。

Ⅲ

座談会

新しい裁判官人事評価制度の15年と
弁護士による情報提供の意義

高裁長官や地裁所長などを歴任された当委員会の委員である吉戒・中山各委員に、2018年3月22日、弁護士会館6階来賓室において話を聞きました。

出席者

吉戒 修一（25期）

中山 隆夫（26期）

裁判官の職務情報提供推進委員会所属の委員 十数名
（「委員」名義の発言は、これらの委員による）

司会

小林 ゆか（49期）

裁判官の職務情報提供推進委員会事務局長



吉戒 修一 会員（25期）

元東京・大阪各高裁長官
東京・横浜・静岡各地裁所長
東京地裁所長時代には、東京地域委員会委員（委員長）



中山 隆夫 会員（26期）

元福岡・広島各高裁長官
千葉・長野各地裁所長等
最高裁総務局長時代には、下級裁判所裁判官指名諮問委員会に庶務として参加（1～10回）

■報告書を提出して不利益はないか

司会：フリートークということで、私の質問から始めたいと思います。この二つの制度は、いずれも裁判官の職務情報を、報告者名を明らかにして書面で報告することが基本となっていますので、一番気になるのは、消極意見*1を言う場合に、依頼者や自分に不利益が及ばないかという点です*2。10年以上前のことですが、その辺りが心配になったため、私は事件が終了してからだいたい1年ぐらい後に、この段階なら不利益は及ばないだろうと考えて、報告書を出した記憶があります。

報告書を提出するというのはそこまでハードルの高い作業なのですが、吉戒さんも中山さんも、地裁の所長としてのご経験があると同っていますので、まず弁護士から提供された情報がどのように使われていったのか、その手順を含めお話しいただけますか。

■吉戒会員の自己紹介から

吉戒：私は、平成25年に裁判官を退官して、翌年から、この委員会の当時の名前（裁判官選考検討委員会）からして裁判官に関係する委員会だろうと思ひまして、新規登録の弁護士として、1年間研修員として水野委員長の下で参加させていただき、翌年から委員になっているわけです。この委員会で皆さんのご意見などを聞いて、裁判官は弁護士から見たらこういうふうに見えているのだなというのがよく分かりまして、大変勉強になっています。

今、小林さんのおっしゃったような、ある裁判官について報告書でネガティブなことを書いて出すと、当該の裁判官から何か後で仕返しというか、そういう変な反応をされるのではないかというご心配があるということ、確か3年前の委員会でお聞きしたのです。それを聞いて本当にびっくりしました。

*1：裁判官にとってネガティブな情報を消極情報ということがあります。

*2：提供する報告書には、報告者の氏名の記載を必要としているため（顕名方式）、このような不安が生まれることになります。

司会：そうだと思います。びっくりされていました。

吉戒：結論から言いまして、報告書そのものを、人事権者が当該裁判官に見せることは絶対ありませんし、また、そういう情報の提供があったということを当該裁判官に言うことも絶対ないですね。それだけは、はっきり言っておきたいですね。

弁護士から提出された報告書は、あくまでも人事評価の参考資料であって、裁判官の勤務評定をするために参考にするだけではなくて、裁判官の資質のレベルの向上のためにも使います。裁判官の自己研鑽のための資料にもなります。提供された情報は、それこそ職務上の一つの気付きといえますか、一つのきっかけにはなりますが、生の形で使うことは絶対ありません。

それと、そのときの委員会の議論で感じたのが、情報提供というと、もっぱらネガティブな情報提供だというふうにお考えだったのですが、それだけではなくて、裁判所サイドとしては、この裁判官にはこういうところがあると、こういう良い点があると、こういうポジティブな情報も大変に有り難いわけですね。

■中山会員の自己紹介から

中山：私も昨日、そうだ、明日はこの会があるなと思って、どんな制度だったかなと改めて最高裁のホームページを見てきました。まず今のお話があったところでは、基本的に外部から送られてきた情報は総務課長が集約して、そしてそれを所長の方に上げていくという形です。所長はそれを見て何に使うかという、人事評価をする前に裁判官との面談というものがあるのですが、その際にその情報を基にした上での質問をいろいろ考えて対応をします。ただ、今、

吉戒さんがおっしゃったように、それをストレートにこういう当事者からこんな情報が来ているんだけどなんて言うことは絶対ありません。

規則制定*3のときに出た意見ですが、係属中の事件について、当事者を含め、裁判所以外の第三者の人から意見が出される、訴訟指揮がどうだといった意見が出されると、裁判官はかえって意識してしまうのではないかと、そのため、かえって中立公正の判断ができなくなるのではないかという意見がある一方、そういったネガティブな情報を提供したことが裁判官の心証を害して、悪い結論を招いたのではないかと、そういった誤解も生みかねないという指摘もありました。要するに、現に係属中の事件については、情報がストレートに来るとすることは相当慎重に考えなければならない問題であるという議論があったのです。最終的に、それが規則化されているということではないのですが、やっぱりそういう懸念は常に考えていかなければならないと思っています。

■人事評価制度では、評価項目が定められていること

吉戒：「裁判官の人事評価に関する規則」という最高裁判所規則がありますが、その第3条で、裁判官の人事評価は、事件処理能力、部等を適切に運営する能力、それから裁判官として職務を行う上で必要な一般的な資質及び能力について行うとされています。裁判官の人事評価は、この3点で評価するようになっているのです。

私が、初めて地裁の所長になったのは静岡地裁ですが、平成17年の3月です。そのとき、最高裁で新任地家裁所長の研修があって、他の所長と一緒に研

*3：最高裁に設置された一般規則制定諮問委員会において「裁判官の人事評価に関する規則」が設けられ、平成16年4月から施行されました。



ご存じですか？

裁判官の人事評価制度

修を受けました。その研修で、裁判官の人事評価というのは、こういうふうな観点でやるのですよと教えられました。地家裁の所長になる人の場合、ほとんどの方が部総括の経験は持っていますが、多くの裁判官の人事評価をする経験は、なかったはずですよ。そういう意味では、裁判官の人事評価をするのは、初めての経験ですね。いずれにしても、人を評価するというのは難しいものだということは、自分でやってみて痛感しました。

中山：ある裁判官についてネガティブな情報が来るといのは、それだけではなく、実は、別のルートから同じようなものが入ってくるということが少なくはないのです。従ってそれらを丸めた形で、誰からのどの事件についての情報ということがわからないような形で、（裁判官の面談の際に）いろいろ質問をします。先ほどもお話ししたように、ストレートにそういう情報を使うことはありませんから、その点は本当に安心していただいて大丈夫です。

ただ係属中の事件だと先ほどお話ししたような問題もないではないので、できれば司会的小林さんのようにちょっと間を置いてから情報を出していただいた方が、問題がないかなというふうに思っています。

■人事評価のための内部情報について

委員：人事評価のための内部情報はどうやって集めていますか。

中山：例えば陪席裁判官で単独事件をやっているというようなことであれば、部総括の方から情報が入ってきます。部総括が日ごろからどう見ているかというようなことが入ってきます。そのほか、意外と多いのが、書記官や調査官、事務官からの情報です。また、それらは的確なことが多いですね。ただし人事評価権者によって、内部からの情報の取り方は、積極的

な方、そうでもない方、それぞれ違うと思います。また、事件の処理能力というところでも、よく皆さん、事件処理数が赤字だ、黒字だというようなことを言いますが、1か月ごとに黒字だ、赤字だと騒いだって意味がないわけです。例えば転勤直後には赤字になるのは普通です。要は、次の転勤、例えば3年後にどのようなバランスシートにするのかということで評価すべきものです。それに、短期的に黒字にするのは実は簡単です。特に民事は、難しい事件は後回しにして、簡単な近場（訴え提起があつて間もないものの意）の事件だけやっていれば黒字になります。もっとも、そのような事件処理をしていることはわかります。未済事件の平均審理期間がどんどん延びてくるからです。逆に、未済事件は増えている、赤字ではあるけれども、未済事件の審理期間が明らかに減ってきているような場合は、古い事件を一生懸命処理したということになるわけですから、その場合は、よく頑張っているという評価になるわけですね。

吉戒：内部情報というのは、今、中山さんがおっしゃったように、1つは部総括を通じての情報収集ですね。それから、書記官室を通じての情報収集もあります。これは、しっかりやる所長とやらない所長があるみたいですが、私は、刑事も民事も首席書記官に民事、刑事各部の運営状況を報告させるようにしていました。首席書記官は、また、その下の主任書記官に各部の運営状況を報告させるわけですから、結局、書記官ルートというのは、そういうふうに書記官から見た裁判官の情報が集まるようになっていきます。それから、未済事件が多いというのは、もちろん、良くはないですが、じゃあ、未済事件が少なければ、それで良いかというとそう単純なことでもなくて、事件の処理がどんなに早くても、控訴率が高くなれば、それはそれで問題ですね。

委員：何か、思い当たる節ありますね。

中山：どういう事件をどうやって処理していくかというマネジメントも裁判官には必要ですね。あとやっぱり裁判官というのは、弁護士の方もそうかもしれませんが、だいたい普段付き合っていると、この人はよくできるなという人と、いささか失礼な言い方になるかもしれませんが、この人は標準的な人だなと結構分かってくるものなのです。難しい判断に迫られたときなどは、だいたいよくできるなという人の方に、みんな相談や質問に行きますね。

■外部情報の有用性

委員：裁判所から見て、外部情報への期待というのは、どういうところでしょうか。

中山：先般、裁判所の人事担当者の方と話したのですが、その方は、これまでもお話ししてきているけれど、A、B、Cなどの段階的評価*4はやめてもらいたいということと、10年目の再任のときにいきなりこの裁判官はこうだという情報が卒然として提供されるよりは、毎年毎年の人事評価のときに情報を伝えてもらい、それを面談等で本人にいわば丸めた形ですがぶつけ、その結果、その裁判官が2年後、3年後にこう変わってきた、10年目にはここまで変貌した、それ故再任は問題ないという形でつながってくる、裁判官の成長につながっていくというのがベストです、外部情報の役割としてそれが最も望ましいのではないかと思っているので、その点を（皆さんに）伝えていただきたいと話していました。

吉戒：人事権者としては、処理した事件数などの数字は、当然、内部情報ですから、十分に把握することができます。だけど、裁判官の法廷でのパフォーマンス

ンスといえますか、法廷でどんな訴訟指揮をしているかとか、当事者に対してどんな態度をとっているか、そういうことは把握しづらいですね。それは、やはり外部情報から得ることが多いです。

■簡単な情報提供の方法はないか

司会：人事評価のための資料として報告書を弁護士から上げるということはすごく大変なことなので、書記官に意見を伝えておく、ということも可能でしょうか。

中山：書記官によります。きちんとした書記官であれば、当然のことながらこういうような要望が出ていますがということは部長、裁判長には伝えます。他方でそういった情報が別ルートで次席書記官、首席書記官を通して入ってくるということもありますね。裁判長自身に関する情報で、裁判長には言いにくいということになると、後者のルートを辿ることが多いかもしれません。

■裁判官の自己申告について

委員：吉戒さんのお話では、人事評価は自己研鑽も兼ねているということでしたが、人事評価に際し本人からの申告はないのですか。

中山：自己申告書面があるのです。フォーマットがあって、全員が必ず出すことになっています。自身の仕事についての自己評価や今後の目標、どういった点を改善していきたいかということも書き込まれます。そのような自己申告書面と外部情報とかその他の情報を照らし合わせてみて、あれ、こんなに矛盾しているというか、本人の自己評価に事実誤認があるぞということも分かるわけです。

吉戒：本人の自己申告書面と、それから内部、外部の

*4：A、B、Cなどの段階的評価。本特集「V ご質問から」6項（19頁）参照。

情報、それを加えて人事権者が評価書を作るわけですね。人事評価については、「裁判官の人事評価に関する規則」で、評価書は、裁判官から申出があれば、開示しますし、また、裁判官は、評価書の記載内容について、不服を申し出ることができます*5。私は、自分で評価書の開示を申し出たことはありませんが、開示を申し出る裁判官は、もちろんいますし、また、不服を申し出る裁判官もいます。

委員：外部情報があったことは、情報提供者の氏名を含めて、評価書の中には書かれることがあるのでしょうか。

吉戒：そんなことは、書かないです。情報源が分かるような書き方は、絶対しないです。

中山：もう当然、評価書は開示請求があるという前提で作成します。

■家庭裁判所・書記官の事情について

司会：お二人が制度に携わっておられたときに、調停委員、家事も一般民事もありますけれども、調停委員としての意見が上がってきたということはございましたか。私の調停委員としての経験では、報告書に書くようなことではないのですが、例えば手控えに書かれたコメントの字が汚くて読めないとか、評議をしない人とか、いろいろ問題がありました。

吉戒：調停委員からの裁判官についての報告書があったというのは、ちょっと記憶がないですね。事件の動向を見ると、この数年間、民事刑事の事件は横ばいですが、家裁の事件だけ伸びています。だから、家裁の裁判官は非常に繁忙だということが、小林さ

んのおっしゃるようなことの背景にあるのかもしれませんが。

司会：ちょっとストレスフルになって、書記官もかわいそうなことがあります。

吉戒：最近、若い裁判官であまり和解を好まないとか、議論を好まないとか、そういう裁判官がいるという話を聞きます。そういう裁判官がいるというのをちらほら弁護士の方から聞くことがあるので、少し心配しているのです。

司会：そうなんです。若い人はそれじゃ困るので。

■現在の制度が生まれた経緯

委員：現在の人事評価制度ができる前は、どのように外部情報が入っていたのでしょうか。

中山：この制度ができる前は、裁判官第二カードという自己申告書面みたいなものを書いていましたね。しかし、今の自己申告書面とは異なり、あまり大したことは書いてなかったと思いますね。担当事件の割合とか次回はどこに異動したいとか、どのような事件やポストを担当したいかというような程度でした。だから、それまではある意味で、資料となるものが非常に乏しい中で人事評価をしていたというところがあります。裁判所、人事評価権者としては決して恣意的にやっているわけではなかったけれど、その辺りのところ、資料も透明化すべきものでしょうということが司法制度改革の中で言われてきて、現在の新しい人事制度が生まれてきたのです。

また、宮本判事補の再任拒否の問題*6では裁判所は非常に強く批判されました。誤解を恐れずに

* 5：裁判官の人事評価に関する規則第5条で不服申立の制度が設けられ、その前提として申し出があれば評価書は本人に開示されることになっています（第4条）。

* 6：10年の任期を終えて再任期を迎えた宮本康昭判事補（13期）が、再任名簿から除外された事件（1971年3月）。このとき23期修習生の任官希望者7名も不採用となった。

っくり言うと、それで最高裁は再任拒否に非常に慎重になる、必要以上に慎重になってしまったと思います。再任制度ではなく、当然再任されるという、いわば更新制度になってしまったという面があったと思います。だから、誰が見たって問題だという裁判官もみんな再任になるということになってしまった。暫くして、ここはやっぱりきちんとした裁判官としての適格性を改めて判断する再任制度に戻すべきであるといった考えが出てくるのですが、その際に、弁護士会の方からも再任制度についてもっと透明化しようという提案もあり、現在の制度が生まれたのです。ある意味で下級裁判所裁判官指名諮問委員会制度によって、ようやくきちんとした再任ができるようになったというふうにも思っているのです。

■裁判官の評価情報ファイル

委員：現在の人事評価制度の下で裁判官の評価情報はどのように保存されていますか。

吉戒：現在の制度について言いますと、毎年、各裁判官について評価書を作っています。昔は、裁判官第二カードの人事権者の記載欄にその時の地家裁の所長や高裁長官が意見を書いていました。現在では、各裁判官についてファイルがあって人事情報が記載されています。これらの情報は、毎年、蓄積されているわけです。したがって、裁判官の人事評価は、単年度で判断するのではなくて、例えば、10年間全部フィードバックして見ているわけです。

委員：まず一人一人の裁判官の人事評価用のファイルがあり、そこに1年度ごとの評価書が入ってきて、裁判官が転勤するとそれも一緒に動くことになり、10年経過して再任期になると、それを使って現任庁の裁判所の所長が10年分の評価書をまとめる、ということに宜しいでしょうか。

吉戒：そうです。だから、再任期には、10年分の評価書を全部見て書かなきゃいけないわけです。

中山：1人の裁判官について毎年こうやって評価書で評価されますよね。再任のときにはその10年間で1枚にまとめるのです。そのときの所長、あるいは高裁であれば高裁長官が1枚にまとめ、それを指名諮問委員会に出すのです。

委員：再任希望者に関して10年分の評価をまとめるのは結構大変なのですね。

吉戒：そういう作業をするのは、結構大変なのです。

中山：所長は暇でもないです。

委員：1、2年とか3年おきに所長は替わるでしょうから、10年間の間には、3～4人の所長がその裁判官の評価にかかわるということになりますか。

吉戒：裁判官によっては、評価にかかわる所長が5人か6人くらいになっている場合もあります。所長は、何人が替わりますから、その反面では、ある程度評価内容も平準化してくることになります。昔の記憶ですが、前任の所長の評価を見て、どうしてこんな評価をしているのかと思ったことがありましたね。過大評価している場合もあるし、過小評価している場合もあります。

委員：再任期に当たっての10年分の評価というのは、複数の所長の評価を経た上でとりまとめられるということになるわけですね。

吉戒：だんだん平準化してきます。そういうのを見て、指名諮問委員会に評価書を出すわけです。

中山：平準化されてきますが、まとめるときはその平準化されたものを書くわけではありません。例えば再任直後に、非常に低い評価、こういうような問題があったとの指摘がある場合には、そのような指摘もあったがというように必ず記載した上で、しかしその後あるいは現在はこういうふうに見られているというよ

うにまとめていきます。いわば10年間の評価をまとめる際の関心の一つは、その10年の間に変わってきたのか、成長したのかという点にあるわけです。

吉戒：この評価内容は、定量化した評価ではないけれども、定性的な評価情報として、10年分集まっていれば、だいたい誰でも納得できる内容になってくるのではないかと思います。

中山：もっとも、指名諮問委員会の方から見れば、本当にこれは10年間の評価をきっちり客観的に公平に書いたものなのか、具合の悪いところを書いていないのではないか、というふうに最初のうちは思われたところがあり、制度発足当時、弁護士会から入ってこられた委員*7の方から、一応全部確かめさせてくれるということがありました。その申し入れを受けて、これが10年分の評価書ですと言ってそれらと所長等がまとめた1枚紙を照らし合わせてみてもらいました。その結果、確かにこれで結構だ、1枚紙の方には問題もちゃんと書いてあるというような確認をしてもらいました。そのような作業も現実に行っているのです。

今現在も、所長等が作成した1枚ではやや不足、もう少し詳しく読みたいということであれば、その10枚を全部見られるような形になっていると思います。

■地域委員会の議論の状況

委員：吉戒さんは地域委員会では委員長をされていましたが*8、委員会ではどんな議論をしているのですか。

吉戒：地域委員会では、たくさんの案件がありますし、そんなにこまかく議論することはできないです。もっぱら親委員会である指名諮問委員会にどういうふう

に情報提供しようかと議論していました。私が地域委員会の委員長の時も親委員会の方からABC評価や5段階評価はだめだと言われましたから、こういう形の外部情報の提供はだめですねと、そういうふうな議論をしていましたね。

■弁護士会の取り次ぎ*9に対する裁判所の姿勢

委員：現在の再任を希望する裁判官に関する情報収集のあり方についてですが、これまで地域委員から弁護士会に、いろいろ要請が来ていました。例えば、段階式の評価は適切ではないとか、弁護士会が情報提供の取り次ぎをしないで会員が直送するようにしてほしい、とかです。当委員会の中には、弁護士からたくさんの情報提供を求めるために弁護士会の取り次ぎは認められた方がよい、という意見もありますが、どうお考えですか。

中山：例えば、検察庁が同じこと（取り次ぎ）をやったとしたらどうでしょうか。余り好ましいことではないということはお分かりいただけるのではないかと思います。

また、アンケートによるABC評価のように、基本的な事実に基づくというよりも、ムードというかそういうようなことで評価が行われることはやっぱりこの制度にはそぐわない。それこそさっき小林さんが言われたように、私はここに問題を感じたから、（直送方式で）提出するというぐらいなところを出していただいたものの方が、情報としての意味合いはもとより、その信憑性という点でも非常に高いものがあるので

*7：弁護士の委員としては、地域委員会には各1名（東京のみ2名）、中央の指名諮問委員会には2名います。2018年度の指名諮問委員会の弁護士委員は、東弁の岩井重一委員と中尾正信委員です。また、東京地域委員会の弁護士委員は、加城千波委員（第二東京）と三枝康裕委員（千葉）です。

*8：平成22年9月の第30回委員会で東京地域委員会委員長に就任されています。

*9：弁護士会の取り次ぎ。本特集「V ご質問から」4項（18頁）参照。



はないかというふうに思います。

委員：段階式の評価のご意見には異存はありません。

当会は率先して事実に基づいた報告をするように呼びかけてきました。ただ、弁護士会が取り次ぐことは問題ないと思います。

中山：私自身も、弁護士会の取り次ぎは、別に裁判所と敵対しようとか、裁判官の足を引っ張ろうとか、そういうような意思に基づくものではまったくなく、本委員会に入って、意見をお聞きしている中でよく分かりました。情報がたくさんあった方がいいだろうということだから、それをさらに推進させるために取り次ぐということはどうかと考えられてのことなので、その辺のところは裁判所も指名諮問委員会ももっと鷹揚に構えてもいいのではないかと思います。

吉戒：私は、この委員会に参加させていただいて、ずっと議論をお聞きしていますけれども、非常に何というか、模範的なモデレートなやり方で議論されていて、大変いいのではないかと思います。私自身も取り次ぎぐらいならいいのではないかと思います。

この委員会は、弁護士からの外部情報ができるだけ多く集まるように努力していますので、そのことを指名諮問委員会でも評価していただければ有り難いと思います。

中山：ただ、弁護士会を通さずに直でそういうものがたくさん地域委員会に行くようになるというのがある意味ではベストなのかなと思います。だからまず直送方式を追求していただいて、その上でまだそれでも足りないということであれば、また別の方法を考えればいいのではないかと思います。何度も言いますが、最高裁の人事担当者は是非とも日ごろのそういう情報を頂戴したいと言っているわけです。それが

すぐ裁判官を成長させる。そのためにも役立つのです。10年目にまとめて、卒然として、この人はこうでしたというような情報の出し方ではなく、毎年毎年の方がありがたい、ということなのです。

■裁判所への注文

司会：情報提供した見返りというほどではありませんが、そのフィードバックが必要ではないでしょうか。何通ぐらい情報が出た、という程度の情報でよいのですが。

委員：昨年から原則直送になったので、当会で何通ぐらい報告書が出ているかは把握できません。議事録あたりに載せてもらえればと思います。

吉戒：この制度ができたのが平成15年ですね。だからもう15年たっているわけです。制度運営として10年以上の実績があるわけですから、今日の座談会もそういう趣旨もあるかもしれませんが、弁護士会全体としてもこの制度を振り返ってみて、これからのあり方について何か検討されたいのではないのでしょうか。

■二つの人事評価制度に対する評価

司会：裁判官の再任手続と人事評価制度を、個人としてどう評価しているか、最後にお話を伺いたいのですが。

吉戒：これは、司法制度改革審議会が平成13年6月に意見書を公表しまして、裁判官の任命手続の透明化を求めました。その提言があるから、こういう制度ができたわけですが、これは、非常にいい制度だと思っています。というのは、今までは、最高裁の裁判官会議が自分たちの判断だけで下級裁の裁判官を指名するかどうかを決めて内閣に名簿を出していましたが、この制度ができてからは、その前に指名

諮問委員会が裁判官の指名の適否をちゃんと判断してくれることになったわけです。また、この制度のお陰で裁判官についていろいろな情報が集まるようになりました。

裁判所の判断だけで再任の可否を決めるのは、なかなか難しいですから、この指名諮問委員会で裁判官の適否を判断していただくということが重要なのだと思います。

委員：この制度ができたので、裁判官の人事制度ということについて、ある意味で議論する土俵ができたというのは大きいと思います。

■再任を不適格と判断される場合とは

委員：再任願いを撤回する場合があると聞きましたが、どのような場合でしょうか。

中山：諮問委員会の方で、相当問題だというようなことがあると、それが何らかの形で（本人に）伝わってくるということはあると思います。

吉戒：重点審議者に該当すると、しっかりその裁判官の適否を検討することになります。

委員：今出ました重点審議者ですが、この重点審議者とは、問題があるので慎重に判断することになる人という意味ですか。

中山：重点審議者、即ノーというわけでは決していないのですよ。重点審議者というのは、これは裁判官として問題ではないか、適格性に疑問があるのではないかとということで重点審議者になっていることもあるし、もう1つはここだけ確認してくれという形の重点審議者もあります。誰が見ても素晴らしい裁判官なのだけれど、1点だけマイナス情動的なものがあるので、その点を確認してもらいたいということで重点審議になったこともあります。だからそこを重点審議イコール不適格者というふうにはつなげては

いただきたくないのです。

委員：ある一点を確認したいという意味でも重点審議者になる場合もあるのですね。

委員：重点審議者になっているということは、その所属庁の所長から本人には伝わっているわけですか。

中山：いや、それは（直接は）伝わらないです。それこそ長官、所長の腹ですね。もう1回本当に再任願いをどうするかということを考えてもらうようにした方がいいたときに、そのように気付きを与えれば、心当たりのある人は分かりますよ。

委員：何というか、例えば3年目、4年目ぐらいのところで消極情報があって、何となくうまく本人に気付かせるようなやり方というのはないのですか。

中山：それが毎年毎年の裁判官面談ですね。そうすると、昨年度こういうような注意を事実上したにもかかわらず、依然として変わらないというのが次の年の評価になっていくわけですし。

委員：逆にそういう注意というか、気付くような会話があって、だんだんそういったところがなくなって改善されていくとか、そういうようなケースもあるわけですか。

中山：もちろんあります。だから最高裁の人事担当者が私に話したのは、是非ともそういうふうに使いたいから毎年毎年の情報提供をしっかりとやっていただければということなのです。弁護士からの情報を上げてもらうことは非常に意味がありますし、大事なもののなのです。

司会：時間となりましたので、この辺で座談会を終了します。

吉戒さん、中山さん、最後までご丁寧な回答を有り難うございました。

（構成：赤羽 宏，小林 ゆか）

Ⅳ 座談会からのメッセージを受けて

座談会出席者やこれまで外部情報を提供した経験のある会員に、裁判官の職務情報提供制度に関する感想や、座談会に関する感想をお聞きました。

構成：裁判官の職務情報提供推進委員会副委員長 戸井川 岩夫（43期）

報告書を出しましょう

原田 玲（63期）

日常業務で忙殺されている弁護士の方にこそ、報告書の提出をおすすめします。かつては私自身も報告書を作成することに面倒くささを感じていました。今では、報告書を弁護士の日常業務に活用することを考えながら作成しています。私は、事件が配点されると、担当裁判官の名前、経歴、著作物をインターネット等で一通り調べてから、第1回期日にのぞむようにしています。報告書を作成する前提で期日に出頭すると、担当裁判官の進行整理にも個性・パターンがあることがより分かるようになりました。和解協議においても、担当裁判官の個性を踏まえた上で、代理人弁護士としての振る舞いをいかにすべきかを常に想定しておくことで、より円滑に進められるように思います。報告書には、事件の概要、審理経過、特に指摘すべき裁判官の職務内容、これらを記載したうえでの総括的な評価に関する意見などを具体的に記載します。慣れてくるとA4用紙1枚、15分程度で作成できます。過去の訴訟事件記録を全て読み返すことは大変ですが、報告書1枚を見返すことなら容易にできます。過去の事件の審理経過を確認する際にも手軽に読み返すことのできる報告書は重宝しています。皆さんも毛嫌いせずに報告書を作成して提出してみたいはいかがでしょうか。

職務情報提供は何のため

水野 賢一（38期）

座談会に参加して、裁判官の職務情報の提供者についての匿名性が、十分に確保されていることがよくわかりました。このことから、裁判官の職務情報を裁判所に提供する場合、当該裁判官からの不利益扱いを心配する必要はなく、たとえ消極情報であっても、安心して提供できる環境にあることを知って、心強く感じました。

また、弁護士の提供した裁判官の職務情報が、有効かつ適切に利用されていることもよくわかりました。

裁判所は、裁判官の職務情報を提供しても、受領したことも含めて何のフィードバックもしてくれません。このため、裁判官のどんな職務情報でも、提供した情報はきっと役に立っているはずだと信じるしかありませんでした。どんな職務情報でもという思いから、消極情報だけに限ることなく、積極情報や裁判官としては普通といった情報を提供したこともありました。

吉戒委員、中山委員のご発言から、人事評価制度を通じて、より良き後輩裁判官を育てようとする強いお気持ちを感しました。私が当委員会委員長在任中のことですが、2015年4月から委員会名が現在の名称に変更になりました。その変更案を検討する際、委員会名を、「裁判官指名等適正化委員会」や「より良い裁判官を選び育てる委員会」などの名称を考えたことも思い出します。

座談会に参加して、自分が信じてきたことは正しかったと思うことができました。消極・積極・普通、裁判官のどんな職務情報でも、裁判所に提供すれば、有効かつ適切に利用してくれるのです。

「座談会」を読んで

森田 太三（34期）

裁判官情報提供に関するお二人の元裁判官の座談会は大変興味深いものでした。

この制度は、司法制度改革の一環として裁判官人事の公正・透明化を目指したものでしたが、最高裁も、毎年毎年の外部情報の提供を期待しているということで、大変意を強くしました。

この毎年の情報が裁判所所長が行う人事評価の参考資料として、裁判官の勤務評定だけでなく、裁判官の資質のレベルの向上のためにも使われているということです。その結果、裁判官が3年後、4年後と成長していき、そのプラス、マイナスの各裁判官に対する情報が10年間蓄積されて再任期の評価につながっていくということであるなら、私たち弁護士はより良い裁判官の養成に関わっているということになります。

裁判官が、法廷でどんな訴訟指揮をしているか、当事者にどんな態度を取っているかなど、裁判所内部からでは把握しにくい情報は、当事者代理人である弁護士だけが外部情報として提供できます。ともすれば、億劫になりがちなこの情報提供も、裁判官の養成、自己研鑽に役に立ち、裁判所からも大変貴重な情報として有効に使われているなら、マイナス情報もプラス情報も、日ごろの情報をもっと裁判所に提供しようという気に改めてなりました。

V ご質問から

制度理解に役立つ質問やデータなどを紹介しています。

裁判官の職務情報提供推進委員会事務局長 小林 ゆか (49 期)

1 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果について

これまでの任官を希望する再任期裁判官に関する指名諮問委員会の答申結果は、以下の通りです（指名諮問委員会の議事要旨をもとに集計しました）。いずれの答申内容も、最高裁（裁判官会議）における任命候補者の指名判断において尊重されています。

	指名候補者	適	不適	委員会開催回
2004(平成16)年度	181	175	6	6
2005(平成17)年度	180	176	4	13, 16
2006(平成18)年度	190	186	4	19, 22
2007(平成19)年度	195	190	5	25, 28
2008(平成20)年度	205	202	3	30
2009(平成21)年度	166	162	4	35
2010(平成22)年度	264	261	3	40, 43
2011(平成23)年度	213	208	4	45, 48
2012(平成24)年度	191	187	4	50, 53
2013(平成25)年度	211	206	5	55, 58
2014(平成26)年度	224	221	3	60, 63
2015(平成27)年度	227	225	2	65, 69
2016(平成28)年度	225	223	2	71, 74
2017(平成29)年度	253	251	2	76, 79
合計	2925	2873	51	

※指名候補者数は、再任期裁判官のみ（弁護士任官、新任を含まない）。
※2011年度は、判断保留者1名（第45回）のため、合計があてない。

2 これまで、人事評価情報は、どの程度提出されていたか

過去6年の提出数は、次の通りです。

年度	提出数	年度	提出数
2012(平成24)年度	16	2015(平成27)年度	31
2013(平成25)年度	18	2016(平成28)年度	43
2014(平成26)年度	22	2017(平成29)年度	23

以上は、2017年度を除き、当会（当委員会）が提出を代行した人事評価情報の数で、他に、直接提出した会員もいます。2017年度は、提出代行は止めており、提出数は、直送した会員から当会（当委員会）に報告のあった数のみです。

3 報告書のひな形はあるか

書式データは、当会会員サイト左下にある「裁判官に関する情報提供のお願い」に掲載しています。東京弁護士会 司法調査課（裁判官の職務情報提供推進委員会担当、〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階 TEL 03-3581-2207）が問い合わせ先になっています。

4 座談会で言及のあった報告書の取り次ぎとは

当会では、制度発足時（2003年）から昨年まで、希望する会員のために報告書の提出を代行していましたが、地域委員会から、直接会員が郵送又は持参によって提出する方法（直送方式）が望ましいとの要望を受け、2017年度からこの直送方式を会員に呼びかけています。これまで当会が採ってきた報告書の提出方法を「取り次ぎ」といっています。

5 裁判官情報モニター

2003年度に設けられた制度で、「東京弁護士会裁判官情報収集モニター制度実施要綱」及び「裁判官情報収集モニター運営基準」に基づき、常議員会及び委員会推薦、会員からの公募により300名以内の人数の会員がモニターに選任され、率先して情報提供を行っています。

6 段階的評価とは

外部情報を提供するにあたり、対象裁判官を評価項目ごとにA、B、Cや1、2、3、4、5など数値による段階評価のみで評価する方法。地域委員会は、適切でないとしており、当会でも、顕名での具体的事実の記載を求める報告書の作成をお願いしています。

7 情報を提供することによって、該当裁判官から不利益を受ける恐れはないでしょうか

ご心配には及びません。是非、座談会記事をご覧ください。

VI 韓国は今

韓国の弁護士会が行っている裁判官の外部評価情報のマスコミ公開について纏めてみました。

(注：この記事作成のために参考とさせていただいた情報は大変信頼できるものですが、この記事ではデータ等を省略しており、また、個人的感想を含んでいることにご留意下さい。)

構成：裁判官の職務情報提供推進委員会 委員長 赤羽 宏 (35期)
同 副委員長 大岩 直子 (47期)

■韓国のダイナミックな司法制度改革

韓国の法制度は日本と類似した面が多いものの、韓国社会の特徴として、ダイナミックな改革を急スピードで実行していく傾向があります。裁判官制度も、日本と同様のキャリアシステムでしたが、2009年にロースクール制度が開始されると、2013年には法曹一元制度が導入され、現在5年が経過し、2026年には判事の任命資格は10年以上の法曹経歴者だけとなる予定です。

■裁判官の外部評価情報のマスコミ公開

韓国では、裁判官の人事評価の際に外部から提供される評価情報を考慮するというルールはまだ採用されていませんが、各弁護士会は、毎年1月、会員から提供された情報を整理してマスコミに提供し一斉に公開しています。

このような裁判官の評価情報の公開は、2008年にソウル弁護士会が初めて行ったもので、毎年1月になると、各弁護士会は、会員から提供された評価情報をまとめ、これを各裁判所の「優秀判事」数名と「下位判事」数名に関する評価情報としてマスコミを通して公開しています。なお、「優秀判事」については氏名、点数、具体的な事例が、「下位判事」については匿名ですが具体的な事例が、それぞれ公開され、国民の関心も高いということです。

■弁護士の参加率の上昇

この公開情報は、弁護士から提供された情報によって支えられていますが、評価情報の提出が弁護士としての公益活動として認められていることが情報提供活動への参加率の上昇傾向と関係があると思われます。

■今後の展望

ただ、情報数が限られているケースでは、その信用性に疑問を持たれるような事例も発生しているようです。

また、裁判官の実務処理能力と外部から求められる資質（当事者に対し強権的ではなく親切に対応すること等）とは異なっているのではないかと指摘もなされています。さらに、裁判官が国民からの人気取りに迎合する危険性や判事の独立性侵害を指摘する意見もあり、今後、韓国の裁判所が、外部評価情報の信用性、公平性、参加率などの検討も踏まえて、外部情報を裁判官の人事評価にどのように反映させていくことになるのか大変興味が持たれるところです。

このような韓国の例は、裁判官の人事評価にあたり裁判所と弁護士会が連携している日本の制度を考える上で大変参考になると思われ、ここに紹介します。



女優

飯島 直子^{さん}

元祖癒し系と言われる飯島直子さんに、デビューから日々のお仕事、生活について考えていることなど、お話を伺いました。終始笑顔で受け答えされるやわらかい雰囲気インタビューア一同、癒されながらのインタビューとなりました。

聞き手・構成：高橋 辰三，小峯 健介

写真撮影：坂 仁根

——デビューは何年になられるのですか。

1990年のカネボウのキャンペーンガールがデビューみたいな感じですが、テレビデビューとなるともう少しその2年ぐらい前に『11PM』のカバーガールをやっていたんです。

——今でいう、アイドルみたいな感じですか。

『11PM』は、最初は大橋巨泉さんが司会をやられていて、その後は曜日ごとに司会者が変わって。私は金曜日担当で、そのときの司会が高田純次さんと吉田照美さんだったんですよ。そこで毎日カバーガールも変わるんですけど、1人の曜日があれば2人もあるし3人もあるし、私は金曜日で一番多くて当時6～7人ぐらいいましたね。

——芸能界に入ったのはスカウトですか。

いや、このモデルをやっていて、いつの間にか芸能界に流れて入ったみたいな感じですかね。

——モデルをやっていて、流れてテレビのお仕事も？

そうですね。いつの間にか芸能の方になっていったという感じかな。モデルを始めたのは17歳ぐらいですかね。

——高校時代はどんな感じの学生だったんですか。

高校生のときは、結構冷めた子だったかも分からないですね。中学生のときはやんちゃで小学生のときはすごくおとなしい内向的な子でした。

——モデルはご自身が目指されて？

そうです。今はわりと私の身長よりも大きい人がたくさんいるんですけど、当時の私の年代だと164～165センチって結構大きい方だったんですよ。当時はすごくコンプレックスで。中学生ぐらいのときからこの身長だったので。

以前は美容師を目指していたんです。母方がみんな美容、理容の家系だったので、当然そういうふうになるだろうと自分でも思って目指していたんですけど挫折して、そんな時、この身長を活かせることって何かと思って。その後、モデルの世界に入ったら意外と小さい方だったという感じです。

——芸能界の第一線で活躍するようになっていくわけですが、転機というのがありますか。

それはやっぱりジョージアのCMかなと思いますね。

——ジョージアは何年ぐらいされていたんですか。

ジョージアはたぶん7～8年ぐらいやっていたと思います。最初にCMをやったときはたぶん26～27歳ぐらいだったと思うんですけど、当時は3人でやっていたんです。20代が私で、30代が安田成美さん、40代が古手川祐子さんだったんですね。

——おお、豪華ですね。

この3人で、私は20代だったので20代のサラリーマンに向けて「ひと休み」みたいなメッセージを投げまし

よう、30代の安田成美さんは30代のサラリーマンの方に、40代は古手川さんという感じでした。

——女優の方が缶コーヒーのCMって斬新ですよ。

そうですね。当時はどうだったんだろう。当時ボスは矢沢永吉さんがやられていたので、やっぱり男の人のイメージは強いですよ。

——当時は缶コーヒーにポイントシールが貼られていて。飯島直子さんのグッズが当たるというので、みんな応募をしたんですよ。

そうなんです。ありがたいことにギネス記録になったんですよ、応募数が。一番最初に出したのがやすらぎパーカーといってパーカーだったんです。その後に出したのが、がんばってコートでした。

——ベンチコートみたいなコートでしたね？

そうです。それが爆発的な応募数があった。

——私も応募をしていました、中学生のころ。
本当？

——はい。
え、中学生？

——当時は同じ時期だと、ダイドーが竹野内豊さんで。飯島さんは、ジョージアの人という感じのイメージを持たれたのではないですか。

そうですね。当時はやっぱりそんな感じでした。どこにいてもジョージアの缶コーヒーを、みんな持ってきてくれて。

——今日は用意をしてないです（笑）。

いや、いや、いや（笑）芸能界に入って1つのターニングポイントというか、やっぱりそういう感じでしたね。

——中山秀征さんと一緒にされていたテレビ番組も印象が強いです。

中山秀ちゃんと松本明子さんと。『DAISUKI!』ですね。

——人気番組になりましたね。

人気でしたね。深夜12時ぐらいからスタートだったんですけど、最高視聴率14%とか取っていたので。

——深夜枠で？

はい。あり得ないぐらいの数字だったんです。

——その後もやっぱり中山さん、飯島さん、松本さんって

仲良しなのですか。

そうですね。

——今は多いですが、当時はあまり仲の良いタレントさんたちがわいわいやっている番組ってなかったですよ。

なかったですね。当時は、食べ歩いたりだとかパチンコをしたりだとか、そういう番組はなかったですね。

——そういうバラエティーに出るにあたり、何か勉強したりとかそういうことは？

いや、しなかったですね。当時は全部一緒にいろいろなことをやらされると言ったらおかしいけど、ちょっと名前が世間に知られると歌を歌わせられたりとか、結構無謀でした。今は、アーティストはアーティスト、女優は女優、タレントはタレントのまま活躍されてますよね。昔はみんなやらなきゃいけないみたいなところがあったと思うんですけど。

——飯島さんもCDを出されたんですか。

そうなんです。

——歌はお得意なんですか。

全然得意じゃないのに、何でなんだろうと思ってました。歌もそうですしバラエティーも、ドラマも映画も全部やらなきゃいけないくて。できないと言ったらおかしいけど、当時はやっぱり一番忙しかったかな。

——コンサートもされたんですか。

いやいや、しないです。でも学園祭とかは行きました。

——大学ですか。

大学とかそうですね。結構そういうイベント的なこともしましたよ。そう、そう。Vシネマとかをやっていたときもありましたよ、19、20歳ぐらいのときに。

——演技はお好きでしたか。

当時は全然。今は好きです。

——当時は苦手だったということですか。

だって、当時はやっぱり自分の意思とは裏腹に仕事が決まっていた、もうやらなきゃいけないという状況だったの。いや、でも、お芝居はたぶん嫌いではなかったんだと思います。小学校のときから結構演劇クラブとかに入っていたので、嫌いじゃなかったんだなと思いますね。

——芸能界に入られるということに、ご家族から賛成、反対とかはありましたか。

そういうのもなくて、親も知らぬ間に芸能界に入っていたみたいない感じでしたね。モデルをやっていたのは知っていたけど、何をやっているんだろうね、みたいな。そのうち何かちょこちょこ、「あ、テレビに出ているよ、直子」みたいな、そんな感じだったと思いますよ、親にしたら。

——かなりお忙しくやってきた時期で、そのときの経験で忘れられない思い出はありますか。

実は本当に忙しくてあまり良く覚えてはいないんです。歌を歌ったり、レギュラーのバラエティー番組収録、そして当時はCMもたくさんやらせていただいていたので、毎日毎日何かの撮影に追われていて。

その毎日の間を縫うようにドラマ撮影が入ってきて私、本当に事務所に殺されちゃうかも分らないと思ってましたよ（笑）。その中でもそりゃあ楽しいこともあったんだろうと思うんですけど、あまり覚えてなくて（笑）。何だろう、睡眠はいつも移動中の車でとるという感じでした。1つだけ忘れられないのが、CMの撮影のときに具合が悪くなって倒れて、ちょっと休憩しようと言われ、控室で休憩をしているとお医者さんを呼んでくれて注射を打ってくれたんですよ。これで、さすがに今日の撮影は中止になるだろうと、ちょっと期待していたら、控室の外で事務所のマネジャーとか社長とかがもめている声が聞こえてきたんです。『どうするんだよ、お前、この撮影が中止になったら。一旦ばらしてスタッフ招集〜どうたら、こうたら〜で諸々1,000万だぞ』って！これが本当にドア越しに聞こえてきたんですよ。で、結局そうやってもめているのを聞いたら、よし、じゃあ、やりますかと言って、やりました。20代後半か30歳ぐらいのときだったかなと思うんですけど。

——ハードスケジュールの中、同年代またはそれに近い年齢の女性たちのあこがれの存在でしたよね。ナオラーという言葉もありましたし。

当時は安室ちゃんがいて、アムラーという言葉がはやったから何でもそういうふうに使われたけど、ちょっと気恥ずかしかったですね。

——あ、なるほど。アムラーの方が先なんですね。

そうです、そうです。

——なるほど。メイクですとか、当時、多くの女性が飯島さんを参考にしていたんじゃないかと思うんですけど。

昔はそうですね、使っていたリップは何かとか。CMで使っていたりすると、あれは何番なんだろうみたいなそういう感じだと思いますけど。メイクは若いときはすぐ好きでしたね。だけど、年齢とともにあまりメイク

にも興味がなくなってきたというのがあります。

——プロにお任せという感じですか。

いや、今も昔もほとんどメイクは自分でやっているんです。

——そうなんですか。

はい。CMとか雑誌の取材だったりするとヘアーメイクさんにやってもらっているんですけど、テレビとかは全部メイクは自分で、ヘアーメイクさんにスタイリングをやってもらおうという感じです。

——男の私が聞くのもあれなんですけど、美容のため心掛けていることはありますか。

美容に関してはあまりなくて申し訳ないんですけどね。いわゆる今は健康ブームと言っちゃ何ですけど、食べ物も運動とかもあるじゃないですか。そういうことがすごく苦手なんです。すごい体にいいといわれている、スーパーフードとか、買ったりもするんですよ。でも封を開けたことがないんです（笑）。

——普段はどういうものを食べられるんですか。

普通のものです。本当に普通ですね。今流行りのスーパーフードを毎日摂っていますとか、そういうことはないですね。

——ジャンクフードは食べます？

ジャンクフードは大好きですね。

——食べ物にも、気を使ってはいないという感じなんですか。

そうですね、バランスよく食べるようにはしていますけど。だいたいこの歳になって、自分の例えばベスト体重だとか体調がいいとかか胃腸の調子がいいなみたいな、やっと分かるまで結構時間がかかりました。1日だいたい2食なんですけど、いろいろな健康法で3食がいいとか1日5〜6食がいいとかいうじゃないですか。一応全部やってみたんですけど。やっぱり自分の体質に合ったものを見つけると、きっとみんな健康でいられるんじゃないかなと思うんですけどね。

——お酒が好きだと。

お酒も結構飲みますね。もう昔よりは量は減っていますが、まあまあ、飲む方かも分からないですね。

——やっぱりジョージアのCMがきっかけなんだと思いますけれども、癒し系の代表のような形でいられていますけど、それについてご自身はどう思われていますか。

いや、もちろんすごく気恥ずかしかったというのが本

音です。今はもう癒し系とかは普通にあるじゃないですか、何々系とかいう。当時、癒し系なんていう言葉はなかったですよ。

—— 癒し系であろうとして、何か意識されている行動とかというのはあったんですか。

当時はやっぱりありましたね。当時は、あ、こういうことをきっと求めているんだろうなと思って仕事するとき、そういうふうにしていかなきゃいけないという気持ちはありましたね、裏は全然そんなじゃなかったですけど（笑）。

—— お仕事で悩まれたとかやめようかなと思われた時期とかってありますか。

ありますね。人生ってそんなに自分の思うようには進まないじゃないですか。もっと違う道を探してみようとかいろいろなことを思ったりしたことは2度ぐらいありましたね。

—— 芸能界以外でこういうことをやってみたいということはありませんか。

芸能界以外でありました、けど言わない（笑）。

—— あ、言わない、なるほど。
できるまで言わないです。

—— お友達というのは芸能界の方が多いですか。

私は芸能人の友達が本当に少なく、連絡を取り合う人というと片手ぐらいですかね。その人たちとも1年に1回とか、半年に1回ぐらいしか会わないという感じですかね。

—— 我々は弁護士会の広報ということでこのインタビューをしているんですけど、弁護士に対してイメージってありますか。

弁護士のイメージはありますよ、堅い、難しい。弁護士さんって、遠い存在の人というイメージがありますよね。なかなか接する機会がないじゃないですか、弁護士さんって。

おまわりさんだったら、例えば道を聞きにいくとか落とし物をした時とか、お医者さんも病気だったら先生と会いますけど。弁護士さんは、ニュースとかで見るといってなかなかお会いする機会がないので、遠い存在のような気がしちゃいますね。

—— 我々からすると警察って、見ると警戒してしまうんですけど、警察官の方が親しみやすい感じはありますか。

警察官の方が親しみはありますね。

—— そうですね。残念です。堅いイメージがあるということですね。

お仕事が弁護士と聞いたら、えーっと構えてしまいますね、やっぱり。

—— 逆に、飯島さんは、話してみるといわゆる芸能人、芸能人していないという印象を持つんですけどいかがでしょう。

昔からあまり芸能人の友達もいなかったの。今も付き合いが多いのは中学校の同級生とか。いつも遊んでいるのは一般の子なので。仕事で別の方が気は楽というか、やっぱり同じ世界だとおのずとそういう話題にもなっていくし、面倒くさいというわけじゃないですけど、そんなに、多くなくていいかなという感じですかね。

—— 以前都内のスーパーでお見かけしてお声掛けをしたことがあって。

びっくりしちゃった。

—— 普段は、まったくマスクとか変装みたいなことってされないのですか。

しないですね。

—— 飯島さんってやっぱり見てすぐ、飯島さんだ、って気づかれますよね。

本当？ そうかな。でも、スーパーへ行くときはいつもすっぴんだから……。

—— 東京弁護士会の会報ですので弁護士に向けてメッセージをお願いします。

えー、恐れ多くてそんなメッセージなんてとんでもないですよ。やっぱりハードルが高いですよ、弁護士さんって。だから、こんなちっちゃなことで相談に行ったらだめだと思って、行かない人が多いと思いますよ。実際問題、まだ事が起こってなくても、相談には来てもありませんか？

—— ありますね。

それはどんな内容でも？

—— どんな内容でも。来ていただいて、まずその中でお役に立てればというところがあるので、そこで遠慮して来なくなっちゃうよりは、来ていただいた方がいいですよ。

そうなんですね。

プロフィール いいじま・なおこ

横浜市出身の女優、タレント。缶コーヒのCMで人気を博し、歌手、バラエティ、舞台、CMとマルチに活躍し、その和やかな雰囲気でお若男女問わず根強い人気を維持している。

やりがいある 副会長の職務

1 事務局職員に支えられて、はや4か月

安井規雄会長の下、チーム安井の副会長として就任してはや4か月が過ぎました（原稿作成時）。副会長に就任するまで弁護士会館6階にある役員室に立ち寄ったことはほとんど記憶にないのですが、今では慣れ親しみ居心地の良い場所となっています。

当会役員室は、会長室が独立していて、役員室秘書課の奥のスペースに副会長6名が執務するデスクがあるという配置になっていて、秘書課は、課長以下総勢6名で構成されています。この「秘書課なくして役員室は動けず」というところでしょうか。

というより秘書課を含む事務局職員なくして役員は動けないというのが正直なところです。

当会には、秘書課の他に9課があります。そのうち会員課、人権課などの7課が6階に、広報課、人事・情報システム課が7階に、また図書館や多摩支部、各法律相談センターも含めると総勢130名余の職員（嘱託等を含む）に支えられています。

このように多くの事務局職員に支えられながら、新米副会長として定期総会までの2か月間を駆け足で乗り切り、4か月を過ぎる頃によく担当する会務の事務局職員とは顔と名前が一致するようになりました（それでも全員の職員とまではいきません）。

事務局職員と一緒に仕事をして、やはり「大事なものは人間関係」だと実感しています。

2 弁護士会の果たすべき役割

さて、このように事務局職員の支えもあり、ようやく就任4か月が過ぎて今年度の重点課題に取り組めるようになりました。

今年度は、石黒副会長の「理事者室から」にもあったように「公設事務所改革、谷間世代の支援、事務局の業務効率化（生産性向上）」という3つの大きな課題に重点的に取り組んでいます。

もとより、弁護士会には弁護士自治、弁護士倫理に関わる問題、外には憲法改正問題や死刑制度問題、等々いくつもの大きな課題があります。

最初の3か月間でも、「横田基地へのオスプレイ配備反対についての会長声明」、「5月3日の憲法記念日の

副会長 坂口 禎彦（46期）

主な担当業務

憲法、人権擁護、刑事弁護、裁判員裁判センター、弁護士任官、公害・環境、刑事法対策、刑事拘禁、秘密保護法、死刑問題、会務活動等



会長声明」、「財務省のセクハラ問題についての会長声明」、「貸与制世代に関する会長声明」、「ヘイトスピーチに関する意見書・条例案の提案」、「死刑執行に反対する会長声明、会長談話」等々様々な問題について当会としても意見表明をしてきました。

会内外には様々な意見がありますが、弁護士法1条の「基本的人権の擁護と社会正義」の実現のために議論を尽くして積極的に意見表明をすることが必要だと考えています。

実際、会長声明などに対しては、会内はもとより市民の方々からも激励の声が届いたり、報道機関から取材が入り高い評価を受けています。当会の意見表明を通じて、市民の方が様々な問題に関心を持ってくれることはうれしいことです。8300人余の会員を擁する大規模会である東京弁護士会は、「基本的人権の擁護と社会正義」のために大きな役割を果たしていると思います。

3 やりがいのある副会長の職務

さて私自身は、今年度の副会長として、憲法、人権擁護、刑事弁護、裁判員裁判、弁護士任官、公害環境、刑事法対策、会務活動等の委員会を担当しています。

また今年6月6日に法律が制定された所有者不明土地問題にも取り組み、10月には、東京三会の共催でシンポジウムを開催すべく準備に入っています。このシンポジウムを通して、地方自治体が抱えている問題について、「私たち弁護士・弁護士会ができることは何か。最適な司法サービスは何か。」等について、東京家庭裁判所の協力も得ながら取り組みを強化していきたいと考えています。

所有者不明土地の問題は、高齢社会の現代日本には避けて通れない社会問題です。

ただ、この問題を単に不動産の有効利用という視点だけでなく、地域住民の方々がよりよい生活が送れるような方向で取り組んでいきたいと考えています。

4 最後に

これからも重点課題はもとより、当会の活動に大いに取り組みますので、皆さん方のご協力よろしくお願いします。

皆さん、残り8か月も、よろしくお願いします！！



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第82回 憲法改正問題と出前講座

憲法問題対策センター 市民高校生部会 部会長 栗原 周成 (33 期)

去る4月21日、羽村市の「憲法を勉強する会」という市民グループから、「憲法改正が現実味を帯びている現状を踏まえて、地域の中高生に対して出前授業という形で外部からの憲法講座を働き掛けたい。ついては、まず自分たちから話を聞きたい。」との申し出があり、市民高校生部会5人のメンバーで羽村駅そばの古本喫茶「まいまいず文庫」まで、出前講座に出向きました。

様々な古本に囲まれた古本喫茶には、30人近い会員の皆さんが集まっていました。「憲法についてほぼ素人の集まりです。」との自己紹介通り、家庭の主婦やサラリーマン層が中心の市民グループとの印象でした。当日は、会からの要望に基づいて、「憲法改正問題」をテーマに取り上げました。

憲法改正論の最大の争点は、安倍首相が「政府の立場では自衛隊は合憲である。しかし憲法学者の7～8割が違憲とし、教科書にも記されているからこそ変えるのが私たちの世代の責任です。」として、自衛隊の保持を明示する憲法9条の2を加えようという自民党の憲法改正案の是非です。

憲法改正案は、全国民にかかわる問題であるとともに、政治問題でもあります。私たちは、このような政治的テーマを学校で扱う場合の原則としてヨーロッパで確立している①教師という立場から生徒を圧倒してはいけない②議論のある所はそれとして扱う③生徒が政治参加するために必要な能力の獲得を促す、というボイテルスバッハ・コンセンサスに基づくことを、心がけました。

まずは賛成論、反対論の論拠の提示です。

賛成論者は、災害救助活動で頑張っている自衛隊の姿に好感を持っている国民が多いにもかかわらず、

自衛隊を日陰者の立場に置いてはいけないとし、反対論者は、日本国憲法の成立に至る歴史、日本国憲法前文及び9条に刻み込まれた戦争の反省、大日本帝国憲法と日本国憲法の基本原理の違いなどを論拠とします。

次いで、今回の改正論には、「自衛隊に集団的自衛権の行使を認めた安保法制」の合憲・違憲の国民的議論を避けたままこれを合憲としてしまおう、との意図が窺われることも、述べざるを得ませんでした。

安保法制を巡る政府解釈に関しては、個別的自衛権の行使要件である「我が国に対する急迫不正の侵害がある」事態と集団的自衛権の行使要件たる「存立危機事態」は、同様の事態と評価できるので違憲ではないという説明について話しましたが、この難解な理屈を理解してもらうこと自体が結構難しいと実感しました。

「憲法改正問題」についての出前講座は、中高生が自らの関心に基づいて政治参加するための能力の獲得が目標です。そのためには、話をする側の意見を表明できるのは当然なのですが、前述したボイテルスバッハ・コンセンサスの考え方を理解しない方が少なくありません。そのせいか、教育現場では残念ながら「憲法改正問題」を正面から取り上げにくい雰囲気があるようにも思われます。

しかし、憲法改正が現実の政治課題となっている今こそ「憲法改正問題」について、一人でも多くの市民に対して賛成論・反対論の争点を明示して、自分自身の判断で賛否を下せるような材料を提供することは大切です。私たちの頑張りどきだと思います。

2018年度 夏期合同研究

7月10日、弁護士会館において、2018年度夏期合同研究が開催された。
20の分科会と全体討議が開催され、
分科会はのべ745名、全体討議はのべ262名が参加した。

*表紙裏にカラー写真掲載

第1分科会

裁判例を通して見る成年後見人の権限と責任について

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 田代 康城 (66期)

本分科会は、2部構成で実施された。

第1部では、まず安藤博規委員から、成年後見人に関する基礎知識の確認や、成年後見人による財産の売却や贈与事例で善管注意義務違反が争われた11件の裁判例が紹介された。次に山澤恭子委員からは、松江地裁平成29年1月16日判決（平成26年（ワ）第191号）の事例をもとに、事実関係から裁判所の判断に至るまでの詳細な事例報告があった。

第2部では、日本成年後見法学会等にも所属されている

清水恵介委員（日本大学法学部教授）及び稲田龍樹委員（元裁判官、元学習院大学法科大学院教授・同法務研究所長）から、裁判例や成年後見制度の変容を踏まえての善管注意義務に関するご講演があった。

成年後見人活動の中で葛藤が生じやすい“本人の意思尊重”と“身上配慮・財産管理”の相克について、裁判例や成年後見制度の変容にまで踏み込んだご高察を拝聴することができ、今後後見人業務を行うにあたって大変有益なものとなった。

第2分科会

弁護士として知っておくべき「スポーツと入れ墨」

弁護士業務改革委員会委員 中嶋 翼 (67期)

日本では、当然の規制として入れ墨をした人をスポーツの試合に出させないことが行われており、一般的にはこの規制はそれほど問題となっていない。しかし、世界ではファッションとしてのタトゥーが流行しており、2020年には東京オリンピックが差し迫っていることを考えると、現時点で日本の法律家は入れ墨規制のあり方について議論しておく必要がある。

このような問題意識に基づき、業務改革委員会は、スポーツ法プロジェクトチームのメンバーが中心となって、入れ

墨規制問題に関するパネルディスカッションを行った。

当日は、スポーツ分野にとどまらず、より広い視点から入れ墨規制に関する議論が行われた。当委員会の中嶋翼会員が司会を務め、第一東京弁護士会からお招きした吉田泉弁護士・多賀啓弁護士という2名の識者とともに当委員会の佐瀬正俊会員・渡辺智己会員がパネリストを務めて活発な議論が交わされた。

来場した一般参加者から発言がなされる場面もあり、会場は終始活気に満ちていた。

第3分科会

民事信託と遺留分侵害について

信託法研究部事務局長 金森 健一 (63 期)



部長である清水晃会員による当部の活動報告及び趣旨説明に続き、講演とパネルディスカッションの2部構成で実施した。

第1部の講演では、山口正徳会員（当部所属）により、信託の利用の現状（利用状況や他の士業の取り組みなど）、民事信託の基礎知識、なぜ民事信託で遺留分侵害が問題になるのかについて解説された。

第2部のパネルディスカッションでは、当部所属の、岩田賢会員、伊東大祐会員及び私が、信託設定が遺留分を侵害する場合の「信託財産説」と「受益権説」の比較や、実務

面に関する説明等を行った。各見解の帰結やメリット、デメリットのほか、受益権説を前提とした場合の受益権評価における相続税法上の評価との考え方の違い、そして、相続法改正に伴う遺留分制度の改正が、信託と遺留分の議論にどのような影響を与えるかといった最新の議論もなされた。

参加者は63名にも及び、盛況のうちに閉会した。

当部では引き続き民事信託について深い議論を行う予定であるため、興味がある会員の方々には是非ご参加いただきたい。

第4分科会

知る権利に応える ～権力に斬り込む新聞記者として

人権救済調査室嘱託・人権擁護委員会委員 伊藤 洋志 (58 期)



森友・加計問題等の迫及で話題となった、東京新聞記者の望月衣塑子氏をお招きし、権力が隠す情報を明らかにしていく記者側の苦労や、政府の報道機関に対する圧力とこれに忖度する報道機関側の萎縮の実態等について、裏話を交えながら解説をいただいた。

政権幹部が番記者を取り込む結果、政治部主導の記者クラブが取り仕切る記者会見では政権に批判的な質問が出にくくなる等、現在の記者クラブには問題があるが、社会部の記者の参加を認める等、オープンな場にしていくことで変化

が望めるかもしれないとの話があった。

質疑の中では、政権に協力的なメディアの経営陣は、政権を怒らせず、これにすり寄る方がビジネスとして得になると考えているのかもしれないとの意見があった一方、報道機関としては読者や視聴者からの声を無視できないため、市民や法律家が報道機関に対し、政権批判の手を緩めないよう声を上げ続けることが報道機関の萎縮防止に効果があるとの指摘が印象に残った。

第5分科会

行政調査と弁護士の役割 ～新しい業務分野としての可能性

行政法研究部部員 加藤 由利子 (67 期)



行政法研究部分科会においては、「行政調査と弁護士の役割」と題し、主要な3つの分野（保険医・保険医療機関に対する指導・監査、公正取引委員会による立入検査、税務調査）につき発表を行った。

第一部では、福岡県弁護士会所属の山本哲朗弁護士を講師として招き、保険医・保険医療機関に対する指導・監査における弁護士の役割についてお話しいただいた。山本弁護士は当該分野において、平成30年4月に執行停止を勝ち取ったばかりであり、当該事件も踏まえた貴重なお話を聞くこ

とができた。

第二部では、小田勇一部員が、公正取引委員会による立入検査につき、自身の豊富な体験をふまえ発表を行った。

第三部では、渡邊正昭部長が、税務調査につき行政側の視点もふまえ発表を行った。

いずれの発表も実務に直結する非常に有益なものであり、今後の行政調査の分野における弁護士の活躍を期待させる大変有意義な分科会であった。

第6分科会

今からでも遅くない! AIの現状と法律家の役割

弁護士活動領域拡大推進本部幹事 後藤 洋輝 (68 期)



第6分科会では、当本部人工知能部会部会長の後藤大会員が「今からでも遅くない! AIの現状と法律家の役割」と題した講演を行った。

講演では、AIの意義やレベル、機械学習の種類・仕組み・応用先、といったAIの概要について説明を行った後、AIに関する法的課題・AIに関して法律家が考えるべき点について解説等を行った。

AIに関する法的課題の解説では、AIの利活用に不可欠な「学習済みモデル」の作成・利用の全体像を概観し、各過程

で問題となり得る法的課題を確認した。その後、AI開発・利用を見据えた法改正やガイドライン・大綱の策定等、近時のAIをめぐる情勢にも触れながら、個別の課題・論点を詳細に検討した。

また、法律家が考えるべき点に関しては、特に倫理的な観点から指摘を行った。

非常に盛り沢山の内容であったが、多数の会員が最後まで離席することなく非常に熱心に聴講しており、会員のAIに対する関心の高さを窺い知ることができた。

第7分科会

国際委員会の参加する国際会議で討議された近時の国際人権とビジネスの諸問題

国際委員会副委員長 富松 宏之 (64 期)



基本的人権の擁護は、弁護士法1条に謳われる弁護士の使命であり、また、経済のグローバル化の進展に伴い、国境を越えた取引が常態化する中、国際人権に関する対応次第では、企業の死活問題ともなりうる。各国の弁護士（会）は、自らの使命を全うし、クライアントの利益を保護するため、人権問題について細心の注意を払うことが求められている。

各種世界会議においても人権問題が議論される頻度は高く、その内容を当会会員に対してフィードバックすること

は当委員会の重要な使命でもある。そこで、本年度の夏期合同研究では、国際会議で討議された近時の国際人権に関する問題等を紹介することとし、樋口一磨副委員長がIBA（国際法曹協会）、光野真純委員がLAWASIA、私がWCBL（世界大都市弁護士会会議）における議論等を報告した。会場は満席となり、質疑応答も活発になされた。

当委員会としては、当会会員が国際人権に関する国際的な動きを適時的確に把握できるよう、こうしたフィードバックを継続していきたい。

第8分科会

仮想通貨
～消費者弁護士が押さえておくべき基礎知識～

消費者問題特別委員会委員 中村 仁恒 (67 期)



仮想通貨に関して、4部構成による研究発表を行った。

第1部では、平秀一委員により、仮想通貨が採用しているP2Pネットワーク、ブロックチェーン、暗号等の技術的な仕組みや仮想通貨交換所の役割が説明された後、改正資金決済法による法規制の概要が解説された。

第2部では、独立行政法人国民生活センター相談情報部相談第2課稲垣利彦氏により、同センターの公表資料に基づき、最新の仮想通貨に関する消費生活相談事例が紹介された。

第3部では、磯雄太郎委員により仮想通貨の法的性質についての最新の議論状況が発表された。仮想通貨に関する権

利について、①物権的に構成する解釈、②金銭の私法上の性質の解釈論を援用する解釈、③仮想通貨ネットワーク参加者の「合意」の存在を基礎とする解釈の3説についての検討等が行われた。

第4部では、藤井裕子委員により、仮想通貨等に関する返還請求権の債権差押えについて、差押債権目録の記載方法、業者とのやり取りにおける証拠の保全方法等を含む実務的な解説がなされた。

めまぐるしく変化し、法改正が追いついていない仮想通貨をめぐる実情・理論面双方の理解に資する発表であった。

第9分科会

利用したい紛争解決方法 ～弁護士会のあっせん手続き

紛争解決センター運営委員会委員 本田 直之 (62 期)

当委員会では、中京大学法科大学院の稲葉一人教授を講師に招き、ふとん乾燥機の部品を供給する継続的契約関係にあった両当事者間で、買主側が突然契約の打ち切りを申し入れた、という架空の事例につき、模擬あっせんの実演に取り組んだ。

初めに委員が模擬あっせんを実演し、稲葉教授が解説を行った。次に各参加者があっせん人役・両当事者役に分かれて3人一組となり、模擬あっせんを行った。その後、参加者があっせんの概要や意見を述べ、稲葉教授が個別に解

説を行った。設定された事実関係は各グループで同一だが、グループごとに様々な経過や結論となった点が興味深かった。

参加者は、進行の段取りや公平性などのあっせん人の悩みを実感しつつ、当事者側としてもどう主張すれば望ましい結果につながるのか等につき理解を深めた。当委員会は、今後も当会のあっせん手続きの周知をするとともに、より望ましいあっせんを目指して研鑽を積み、紛争解決に貢献していきたい。



第10分科会

裁判手続のIT化

民事訴訟問題等特別委員会委員長 山崎 雄一郎 (47 期)

現行民訴法施行20周年の今年、IT化により、再び手続が変貌を遂げようとしている。本年3月まで裁判手続等のIT化検討会委員であった杉本純子日本大学法学部准教授を招き、同検討会の検討結果と諸外国の現状の講演及び当委員会の濱口博史(48期)、脇谷英夫(51期)両委員を交えたシンポジウムを行った。

杉本純子准教授から、アメリカ、シンガポール、韓国、ドイツ、中国での裁判手続のIT化の実情と問題点、検討会の議論状況が紹介された。ドイツでは、制度設計は完璧

でも、実務家の従来からの習慣と相容れず、意外にも、現実の運用は数パーセントに留まっているという。パネルディスカッションでは、理解を深めるため両委員に敢えて積極、消極の立場から意見を表明してもらう形で論点の洗出しを試みた。

諸外国の情勢からも、IT化は必然であり、やるからには、ドイツの轍を踏まず、裁判のIT化の“決勝リーグ”に進める仕組みを構築しなければならない。



第11分科会

同一労働同一賃金の射程範囲 ～本年6月1日の2つの最高裁判決を題材に～

労働法制特別委員会委員 光前 幸一 (29 期)

当委員会は、正規労働者と職務内容に違いのない有期労働者の賃金格差がテーマとなった2つの最判(第2小法廷平成30年6月1日判決。ハマキョウレックス事件と長澤運輸事件)を取り上げ、わが国の雇用の特色とされてきた終身雇用、年功賃金、職務非限定、職能給、解雇制限等の今後を、同月29日に成立した「働き方改革関連法」(残業規制、正規と非正規の不合理差別禁止(同一労働・同一賃金)、アウトプット重視の賃金、裁量労働制の拡張)との関係において、労・使・裁の立場から各パネリストに

展望していただいた。

労働生産性の向上を目ざす「働き方改革」がどこまで労働者保護と両立するかが国会で議論されるなか、上記最判は新法(有期・パート労働の不合理差別禁止法)の解釈や運用にかなりの方向性を示しており、雇用制度全般にも影響を与えていくのではないかというのがパネリストの大凡の意見であった。破壊と創造に富んだ議論が交わされ、雇用の激動を実感させられる分科会であった。



第12分科会

外国人労働者の受入れの現状と今後の展望

外国人の権利に関する委員会委員 青木 正明 (65期)



本年6月15日付で閣議決定された骨太の方針において、外国人材の受入れ拡大のため新たな在留資格制度を創設する方針が示された。これは、政府の外国人労働者受入れに関する政策を大きく転換するものと言われている。本分科会は、指宿昭一弁護士（第二東京弁護士会）を講師に迎え、この指針に対する評価を主たるテーマとして開催した。

まず、当委員会の尾家康介委員、針ヶ谷健志委員より、我が国の外国人労働者の受入れ制度・政策の経緯及び現在検討中の上記制度の位置づけについて説明がなされた後、

指宿弁護士より上記制度の問題点の指摘がなされた。

新たな在留資格は、正面から非熟練労働者を扱う点では一定の評価ができるものの、技能実習制度の延長と想定されており、同制度の構造的欠陥を解消するものではないことから、より抜本的な制度の変更が望まれる。

その参考として、指宿弁護士から韓国で実施されている雇用許可制度が、針ヶ谷委員よりスウェーデンで実施されている移民労働者受入れ制度がそれぞれ紹介された。

第13分科会

弁護士秘匿特権を確立しよう！

民事司法改革実現本部副委員長 仲 隆 (44期)



本分科会は2部構成として、第1部で東京大学の伊藤眞名誉教授に「武器平等（対等）の原則と秘匿特権概念の根底にあるもの」と題してご講演を頂き、第2部で民事司法改革実現本部の通信秘密保護制度部会の部会員でパネルディスカッションを行いました。また、同教授は判例時報の2018年6月21日号にも「実態解明と秘匿特権との調和を求めて」と題する論文を発表されており、これが秘匿特権制度の実現に向けての大きな起爆剤となったものと深く感謝しているところです。

パネルディスカッションでは、外国における秘匿特権の位置づけや日本において秘匿特権制度がないことによる依頼者の不利益を説明し、また、民事・刑事・行政の各手続における秘匿特権の必要性和問題点を取り上げ、特に現在政府において論議されている独占禁止法改正の問題点について論じました。

当会会員に対する秘匿特権の理解を広めるきっかけとすることができ、大変有意義な分科会であったと思います。

第14分科会

インターネットを通じた業務妨害の動向・態様と有効な対策

弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 石川 直紀 (60期)



当委員会では、昨今のインターネットを通じた弁護士業務妨害の急増という事態を重く見て、昨年に引き続き、当委員会委員の斎藤悠貴会員（67期）及び北條孝佳会員（68期）より、それぞれ発表が行われた。

斎藤会員からは、当委員会において深く議論してきたインターネットを通じた業務妨害への対策について、議論の成果を会員へ周知することを目的として、インターネットという業務妨害が発生しやすい分野特有の問題点や事件の受任及び処理の際の注意点、訴訟記録の閲覧請求に係る裁判所の運用における問題点等を横断的に説明した。

北條会員からは、法律事務所がサイバー攻撃のターゲットになる理由、匿名化通信技術が悪用され発信者を特定することが困難になっていること、IoT機器の利便性とリスク、単位弁護士会のウェブサイト改ざん事件等、幅広い事例を取り上げ、事前対策と事後対応の必要性について説明した。

その後の質疑応答も活発に行われ、インターネットというテーマへの会員間の関心の高さを改めて認識することとなった。当委員会としては、今後も積極的に本テーマに関する情報を発信していきたいと考えている。

第15分科会

3件の刑事事件をテーマとしたパネルディスカッション ～無罪事件，認定落ち事件

(刑事弁護委員会・裁判員制度センター 共催)

裁判員制度センター副委員長 川崎 良介 (66 期)



本分科会では，榊原一久会員，布川佳正会員及び久保田洋平弁護士（第一東京弁護士会）を講師として招き，大久保博史会員の司会のもと，無罪事件，認定落ち事件をテーマにお話を伺った。

各講師が担当し成果を得た事件を題材に，刑事手続の各段階でどのような点を意識し，どのような活動がされたかについて，ディスカッションが行われた。

久保田弁護士からは，捜査段階の早い時期に，複数の目撃者の話を確認し，また，実際に目撃者が視認できたのか

現場で再現実験を行う等徹底した証拠収集を行ったとの報告がなされた。また，各講師から，被告人の話を鵜呑みにせず，客観証拠を中心に主張を組み立てたとの報告がなされた。

各事件における弁護人の工夫を感じるとともに，証拠収集についての労力を惜しまないこと，客観証拠の精査を行うことといった，基本的な弁護活動を手間を惜しまず積み重ねることが，無罪や認定落ち等の成果につながるのだと改めて感じた。

第16分科会

国民投票制度―法の不備とその克服 ～「何でも聞いて，国民投票」

憲法問題対策センター委員 小堀 信賢 (68 期)



愛媛大学の井口秀作教授により，「日本国憲法の改正手続に関する法律」が抱える問題点のうち，国民投票運動と最低投票率の2点についての解説が行われた。

国民投票運動は原則として自由であり，資金面での制限は存在せず，国民投票運動のための広告放送が禁止されるのも投票の期日前14日からに限られる（国民投票法105条）。さらに，投票の勧誘を含まない意見の表明（例えば，有名芸能人に改正への賛否だけを述べさせるTVCM等）は規制されない。ゆえに，広告放送に大量の資金を投入でき

る勢力が非常に有利になってしまうという問題提起がなされた。

また，現在の国民投票法には最低投票率の規定が存在しない。最低投票率については，これを設けてしまうと，立法技術的な観点からの改正のような国民の関心が低い改正が困難となるという事情もある。しかし，再投票制度を設けたり，投票日を国政選挙と同日にする等の工夫で対応できるという指摘がされた。

第17分科会

法制審議会の少年法・刑事法部会の審議の問題点

(刑事拘禁制度改革実現本部・刑事法対策特別委員会 合同)

刑事拘禁制度改革実現本部事務局長 山下 幸夫 (41 期)



第17分科会は，元裁判官である守屋克彦弁護士（仙台弁護士会）を招いて，現在，法制審議会の少年法・刑事法部会で審議されている少年法の少年年齢引き下げ問題について講演をいただいた。守屋弁護士は，「健全育成」理念の前史として，昭和14年に成立した司法保護事業法に，少年法により保護処分を受けた者に対して，再び忠良たる国民とする要請があることが認められており，昭和11年に成立した思想犯保護観察法において，治安維持法の罪を犯した者に保護観察の制度が設けられて，戦後にそれが一

般化した歴史などに触れつつ，法制審議会の議論が，「健全育成」理念の放棄と家庭裁判所が70年にわたって積み重ねてきた「非行臨床」の経験が無にするおそれがあることと，それに変わる「再犯防止」という概念がもたらす不利益について説明されて，少年年齢引き下げに強い懸念を示された。

会場からも活発な質問がなされ，充実した分科会であった。

第18分科会

弁護士保険のさらなる拡大
～業務妨害行為対応費用保険と弁護士業務～

リーガル・アクセス・センター運営委員会委員 石井 浩一 (64 期)



本分科会では、弁護士保険に関する最新の情報を提供するとともに、業務妨害行為対応に有益なノウハウ、情報の提供が行われた。

まず、当委員会の石田智也委員による基調報告では、弁護士保険加入者数やLACの取扱件数の増加、今後のさらなる拡張についての報告がされた。

次に、当委員会の伊藤明彦副委員長を司会者として、当委員会の佐瀬正俊委員、八杖友一弁護士（第二東京弁護士会）、民事介入暴力対策特別委員会の國塚道和前副委員

長の4名によるパネルディスカッションにおいて、クレーム対応の際の注意点、福祉サービス事業におけるクレーム対応の特殊性等、クレーム対応にあたる弁護士が知っておかなければならないようなお話に加え、弁護士がクレーム対応の現場で抱えている具体的な悩みに対しても、それぞれのご経験からお話をいただいた。

最後に、当委員会の村林俊行委員長から、弁護士保険の今後の展望について総括的な報告が行われ、本会を終了した。

第19分科会

すっきり早わかり
相続法改正法案のポイントと学び方

法制委員会委員 前田 昌代 (68 期)



当委員会は、全未来副委員長の司会の下、本年7月6日に成立した改正相続法について講演を行った。

この講演では、はじめに木村真理子副委員長による主な改正点の紹介の後、以下について改正の趣旨を踏まえた詳しい解説が行われた。

まず、岩田真由美副委員長、岩田修一委員が配偶者の居住の権利の保護のため新設された配偶者居住権、配偶者短期居住権について解説した。次に、稲村晃伸委員、前田昌代委員が遺産分割に関し改正された遺産分割前の預貯金払

戻、一部分割、遺産分割後の財産処分について解説した。さらに、廣畑牧人委員、吉直達法委員が対抗要件および遺言執行者に関する改正点について解説した。

最後に、高須順一委員長から閉会挨拶が行われ、本会を終了した。

改正法案が参議院で可決された直後であったこともあり、参加者も多く盛況な会となった。本委員会は、引き続き民法等の改正について研究・提言を行う予定である。

第20分科会

東京高裁・地裁の建物のアスベストの現状について

公害・環境特別委員会委員 津村 八江 (65 期)



東京高裁・地裁庁舎で、平成27年12月に法廷や廊下から、平成30年1月に定期点検中にエレベーター上部からアスベストが検出されたことの検証を行った。

牛島聡美副委員長（アスベスト部会長）の司会の下、まず、私がアスベストの性質・判例・裁判所の天井裏に溜まった埃からアスベストが検出されたことなどを紹介した。

その後、ジャーナリストの井部正之氏より本件の取材経過について、東京労働安全衛生センター外山尚紀氏よりアスベストの分析方法やリスクコミュニケーションについて、

アスベストセンター事務局長永倉冬史氏より建物アスベストの被害・各自治体の条例について報告を受けた。またアスベスト飛散事故後に第三者委員会が設置された全国的事例等の報告があった。

アスベストに閾値がない為、庁舎での飛散は多くの人命に影響しかねない。第三者委員会・工事前説明会の開催により詳細な解明をし、広く情報公開されるべきとの意見が出た。

弁護士の悩ましい・困った事例と弁護士会活用術

司法改革総合センター事務局次長 長井 真之 (55期)

1 はじめに

本討議では、弁護士が実務上の対応に悩む具体的な事例について、寸劇を通じてその対応方法の検討や、当会の相談窓口その他の会内の諸活動などの活用術の紹介を行った。寸劇は、当会司法改革総合センターの堂野達之副委員長の解説・ナレーションの下、同センターの中堅若手会員が、4つの事例において、依頼者と、その相談を受ける若手弁護士、若手弁護士のボス弁、若手弁護士にアドバイスをする他事務所のベテラン弁護士、及び架空の懲戒委員をそれぞれ演じる形式で行った。

2 ①名誉毀損的表現の事例

依頼者の意向に沿って名誉毀損的表現を含む準備書面を起案したボス弁に対し、若手弁護士が実際の懲戒事例を引用しながらボス弁を止めようとする事例とし、その中で当会の若手相談室の紹介も行った。解説では、名誉毀損的表現の懲戒事例が非常に多いこと、名誉毀損的表現は裁判官の心証を悪くするものであること、一晩置いて冷静になってから提出すべきこと、複数の弁護士でチェックすべきことなどの説明を行った。

3 ②利益相反の事例

あるクライアントのオーナー社長と従業員2名がワンクリック詐欺の容疑で逮捕されたところ、ボス弁が3人すべての刑事弁護を指示したため、その妥当性について若手弁護士がクラス別研修の懇親会で担任のベテラン弁護士にアドバイスを求める事例とした。他事務所の弁護士を紹介する必要が生じた場面において、会派に入ることでの紹介に必要



な人脈形成が可能なことを紹介し、また、被害者からインターネット上で誹謗中傷を受けた場面において、弁護士業務妨害対策窓口（弁護士業務妨害対策センター）の紹介を行った。

4 ③執行回避の事例

金銭の支払いを命ずる確定敗訴判決をうけた依頼者が、若手弁護士に対し、自己の銀行口座の預金に対する執行を免れる方法のアドバイスを求めたところ、ボス弁が預金の払戻しを受けることをアドバイスしてしまい、その妥当性について若手弁護士が同じ委員会に所属するベテラン弁護士にアドバイスを求める事例とした。解説では、強制執行免脱罪に当たりうる違法行為のためその助長は避けるべきであることのほか、委員会活動等の公益活動を通じて、相談できる経験豊富な弁護士との人脈形成が図られうることなどの説明を行った。

5 ④破産の義務衝突の事例

破産開始決定を受けた依頼者が、若手弁護士に対し、無申告の預金口座があることを打ち明け、守秘義務を理由にそれを管財人に報告しないよう求めたため、若手弁護士が当会のチューター制度を利用してベテラン弁護士に相談をする事例とし、その中で弁護士会の研修講座や法律研究部の紹介も行った。また、弁護士ではなく一般有識者で構成される懲戒委員会が弁護士の懲戒権を持つことになった架空の設定において、守秘義務を理由に管財人に報告しなかったことを管財人に咎められる内容としたことを通じて、弁護士自治の重要性について説明を行った。

全体討議 第2部

徹底ガイド！ 裁判所を味方につける書面・証拠収集・和解交渉

弁護士研修センター運営委員会委員 藤木 友太 (67 期)

1 本討議の目的

民事訴訟における弁護士の役割は、依頼者と裁判所を繋ぐ専門家として、依頼者の主張を裁判所に効果的に届けることにある。しかし、どうすれば依頼者の主張が裁判所に効果的に伝わり、こちらに有利な心証を形成してもらえるかという問題は、弁護士にとって最も基礎的ではあるものの、若手からベテランまで常に頭を抱える難問である。

本討議は、このような基礎的な問題点を、訴訟提起・弁論・立証・和解などの段階ごとに分け、弁護士・裁判官それぞれの立場から鋭く切り込んでいくことによって、多くの弁護士が抱える普遍的な悩みを解決するためのヒントを提供することを目的とした。



2 基調講演① 弁護士の立場から

前半は、元司法研修所民事弁護教官の鈴木道夫会員と、元名古屋高等裁判所長官の門口正人弁護士（第二東京弁護士会）のお二人にご登壇いただき、弁護士・裁判官それぞれの立場から基調講演を行っていただいた。

まず、鈴木会員からは、「裁判所提出書面の要諦」と題し、いわゆる書面三本や証拠説明書などの裁判所提出書面の在り方に関する基本的視座についてご講義いただいた。

これらの書面の読み手はあくまでも裁判官であり、書面を作成する際には説得すべき読み手の属性を常に意識して、平易性、論理性、訴訟進捗状況との整合性、そして証拠との関連性に気を配らなければならないことを、ご自身の経験談を交えながら具体的にお話いただいた。

3 基調講演② 裁判官の立場から

続いて、元裁判官の門口弁護士からは、「訴訟における心がけと技能」と題し、訴訟の各段階において裁判官の心をつかむためにはどのような訴訟追行をしていくのが望ましいのかについてご講義いただいた。

裁判官の心証形成のための弁護活動は、実は訴訟提起前の段階から始まっているということや、証人尋問で裁判官にポジティブな印象を抱かせるのは難しいが、ネガティブな印象は尋問技術次第で簡単に植え付けられてしまうことなど、数多くの興味深い話を聞かせていただいた。何より、訴訟においては「戦略と戦術」よりも「信義と誠実」が大切であり、プロフェッショナルとしての大義を貫く姿勢こそが裁判所に対して最も効果的に響くのだというお話は、弁護士としての基本を強く再認識させるものであった。

4 パネルディスカッション

討議の後半では、基調講演を行っていただいた経験豊富なお二人をパネリストとして迎え、コーディネーターの軽部龍太郎会員（弁護士研修センター運営委員会委員長）とともに、民事訴訟の具体的なノウハウに関するディスカッションを行った。

「訴状はどこまで内容を固めて出すべきか」「裁判所は証拠説明書をどのような視点で読んでいるか」「和解手続における心証開示のサインにはどのようなものがあるか」など、誰もが気になるが中々聞けない疑問点について、弁護士・裁判官それぞれの立場から深く議論した。

裁判所を味方につけるためのスキルを、「幹」から「枝葉」まで学ぶことのできた討議であった。



OKINAWA

も っ と 知 ろ う よ ! オ キ ナ ワ !

第17回 2018 沖縄シンポジウム

「沖縄とともに—1945年6月23日を心に刻む」

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 委員 寺崎 昭義 (24 期)

1 6月23日は、 沖縄県の「慰霊の日」である

約9万4000人の沖縄住民と、ほぼ同数の日本兵の犠牲者を出したといわれている第2次世界大戦末期の沖縄戦。1945（昭和20）年4月、沖縄本島に米軍が上陸し、数か月にわたって沖縄住民を巻き込んだ地上戦が続いた。6月22日、日本軍守備隊の司令官が自決し、23日に組織的な戦闘は終了したとされている。

「鉄の暴風」といわれた米軍の砲爆撃などで亡くなった民間人は6万5908人におよび、当時の県民の約2割以上に相当する。

糸満市摩文仁の平和祈念公園では、毎年この日に沖縄全戦没者追悼式が行われている。

2018（平成30）年6月23日、弁護士会館クレオにおいて、当部会が企画した標記のシンポジウムが開催された。このシンポジウムは、沖縄県の「慰霊の日」にあたって、戦争の記憶を風化させないこと、また、沖縄においては、今でも県民の反対をよそに、新たな基地が造られようとしており、沖縄では戦後は終わっていないことを知ることをテーマにしたものである。このシンポジウムでは、第1部では、日本で唯一の地上戦である沖縄戦について牛島貞満氏が、第2部では土木技術者からみた辺野古基地建設の問題点について奥間政則氏が、それぞれ講演を行った。

シンポジウムの開始前には、2004（平成16）年8月の沖縄国際大学への米軍ヘリコプター墜落のビデオの上映が行われた。

2 第1部 祖父牛島満と沖縄戦を語る ～国内最後の地上戦から何を学ぶのか～

牛島貞満さんは、日本軍沖縄守備隊（陸軍第32軍）



牛島貞満氏

司令官牛島満の孫であり、昨年3月まで、東京都公立小学校の教員であった。41歳から沖縄で祖父について調べはじめ、2002（平成14）年からは東京で、2004（平成16）年からは沖縄で、「牛島満と沖縄戦」をテーマにして沖縄戦を伝える授業を始めた。

牛島氏は、沖縄県糸満市の沖縄県平和祈念公園内の平和の礎にある2人の名前（「屋宣和子さん（当時0歳）」と「牛島満（当時57歳）沖縄守備隊第32軍司令官」と鉄の暴風についての話から講演をはじめた。「戦場ぬ童」（いくさばのわらべ）（1985年制作）を2分30秒に編集。米軍の撮影した映像で、「鉄の暴風」とは何か、「花火と砲弾とで何が違うのか」を語られた。

次に沖縄戦を体験した住民の体験談のビデオを上映し、住民から見た沖縄戦を語られた。

さらに祖父牛島満はどんな人であったかを話され、沖縄戦が「本土決戦準備の時間かせぎ」（持久戦＝皇土（本土）の防波堤）としてあったことを述べられた。

さらに会場の人々に自分だったら日本軍「沖縄守備隊（第32軍）」として、どのような作戦をとるかと質問され、答えてもらう「授業形式」で話をすすめられた。講演中には、砲弾の破片が会場内に回され、暴風の如く飛びかった砲弾の「重さ」を実感させられた。

そして、牛島司令官の「最後まで敢闘し、悠久の大義に生くべし」との命令の下、「8月15日の終戦」後の9月まで沖縄で戦闘が行われていたとの事実が語られた。



シンポジウムの様子



奥間政則氏

3 第2部 土木技術者からみた辺野古基地建設の問題点～地盤問題で窮地に追い込まれた防衛局～

奥間政則氏は、2015（平成27）年から高江の坐り込みに参加し、ずさんなヘリパッド建設工事について、土木技術者として、技術的観点から問題点を指摘してきた。そして、辺野古では、海洋土木工事の経験を活かして、ケーソン護岸の基礎構造に問題があることを指摘し、地質学者の協力を得て活断層の問題を明らかにしてきた。

奥間氏は、辺野古新基地建設には、ケーソン護岸や海底地盤など多くの問題が山積みしていることを技術的観点から指摘された。

まず、海底の水平な場所に捨石という大きな石を投入して基礎の土台としてその上にケーソン（コンクリートの構造物）を設置する防衛局の護岸工事に関して、ケーソンという護岸の基礎構造について、護岸直下の地盤は、軟弱で傾斜していることを指摘した。そして、この地盤が、専門家が「マヨネーズ並みの軟らかさの可能性」と指摘していることを述べられ、軟弱地盤とみられる大浦湾岸のケーソン式護岸は、「幅200～300メートル、延長600メートル」ほどの地盤改良をしないと安全な構造物はできないと推測されること、護岸部分だけでなく大浦湾側の広い範囲で地盤改良が必要となる可能性のあることも指摘した。

また、2017（平成29）年2月の多目的作業船POSE

イドンによるボーリング調査のデータから、地質学者が辺野古海底に活断層が存在する可能性を指摘していることを明らかにされた。

奥間氏の講演によって、辺野古基地建設にはケーソン護岸の構造に問題があり活断層の問題もあるなど、基地建設に技術的な問題のあることが明らかにされた。

奥間氏は、父親がハンセン病で隔離収容されていた事実を父親の手記で知ったことを話され、ハンセン病・原発そして辺野古基地建設に共通して正しい情報が国民に伝えられずに「国策」が押し進められることの問題について話され、今回の辺野古基地建設について、技術者の正確な情報を多くの人に提供することの重要性を述べられた。

4 写真展 米軍機の墜落

また、6月18日から23日までの1週間、2018沖縄シンポジウム同時企画写真展「米軍機の墜落」が弁護士会館1階ロビーで開催された。

写真展では沖縄タイムス社、琉球新報社の協力をえて、米軍機墜落事故の写真を中心に三十数点の写真の展示が行われた。また、写真家山城博明氏から提供いただいた辺野古基地建設や最近の米軍ヘリ不時着に関する写真十数点の展示も行われ、500名を超える来場者があった。

当部会は、昨年6月24日に、「慰霊の日」にあわせて、沖縄問題のシンポジウムと写真展を開催しており、来年以降も引き続き「沖縄とともに」をテーマに1945年6月23日を心に刻むシンポジウムと写真展を開催することを予定している。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第66回 東京地裁平成29年9月14日判決

(日本郵便(東京)事件/労働判例第1164号5頁)

有期契約労働者への労契法20条の適用と民法248条を援用した損害額の認定

労働法制特別委員会委員 中村 新 (56期)



1 事案の概要

原告らは、日本郵便株式会社の期間雇用社員（時給制契約社員）3名。

被告日本郵便においては、有期労働契約を締結している従業員（期間雇用契約社員）と期間の定めのない労働契約を締結している従業員（正社員）との間で、期間の定めがあることと関連して、手当の支給、休暇の有無等について労働条件が相違していた。

原告らは、上記相違が労働契約法20条に違反する（同条施行前は公序良俗に違反する）として、①被告正社員就業規則・給与規程の各規定が原告らにも適用される労働契約上の地位が存在することの確認、②労働契約法20条施行前の平成25年3月までに支給される手当等については不法行為に基づく損害賠償請求、③同条施行後に支給される手当等については、主位的に労働契約法20条の補充的効力を前提とする労働契約に基づき、予備的に不法行為による損害賠償請求権に基づき、諸手当の正社員との差額と遅延損害金の支払、をそれぞれ求めた。

2 判決要旨

(1) 労働契約法20条違反の有無に関する判断枠組

労働者は、相違のある個々の労働条件ごとに、当該労働条件が期間の定めを理由とする不合理なものであることを基礎付ける具体的事実（評価根拠事実）についての主張立証責任を負い、使用者は、当該労働条件が不合理なものであるとの評価を妨げる具体的事実（評価障害事実）についての主張立証責任を負う。

また、労働契約法20条は、その規定の構造や文言等からみて、両当事者の主張立証に係る①職務の内

容、②当該職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情を総合的に考慮した上で労働条件の相違が不合理と認められるか否かを判断する趣旨であると解される。

この判断枠組のもと、本判決は労働契約法20条違反を一部肯定した。

(2) 労働条件の相違が労働契約法20条に違反した場合の法的効果

ア 労働契約法20条は訓示的規定ではなく、同条に違反する労働条件の定めは無効だが、同条の法的効果として補充的効力（差額賃金等の請求権）は認められない。

イ 関連する就業規則、給与規程等の合理的解釈の結果、有期契約労働者に対して、無期労働契約者の労働条件を定めた就業規則等の規定を適用しうる場合には合理的解釈を通じて正社員の労働条件を適用する余地があるが、正社員と契約社員に適用される就業規則が別個独立に存在する本件においては、正社員の労働条件が有期労働契約者に適用されると解することはできない。

ウ 労働条件の相違が労働契約法20条に違反する場合は、不法行為に基づく損害賠償請求が可能。

エ 本件においては、①年末年始勤務手当、②住居手当、③夏季冬季休暇、④病気休暇の相違につき不法行為責任の成立が認められた。

比較対象となる正社員は、本誌8月号掲載の日本郵便大阪事件（以下、「大阪事件」という）と同様に、新人事制度においては新一般職、旧人事制度においては旧一般職とされた。

なお、大阪事件で不支給が違法とされた扶養手当は、本件では原告が不支給を違法と主張しなかったため、判断の対象外となった。

(3) 公序良俗違反の有無

労働契約法20条は同一労働同一賃金の原則を定めたものではない、として公序良俗違反を否定した。

(4) 損害論

本判決は、以下の特徴的な枠組で損害論を展開し、年末年始手当については比較対象とされる正社員の8割相当額を、住居手当については6割相当額を原告らの損害と認めた（夏季冬季休暇、病気休暇については、原告らがそれに伴う損害に関する主張をしていないことから損害額を認定していない）。

ア 労働契約法20条違反となる有期労働契約者の労働条件には、①無期労働契約者と同一内容でないことをもって直ちに不合理であると認められる労働条件と、②同一内容でないことをもって直ちに不合理であるとまでは認められないが、有期労働契約者に対して当該労働条件が全く付与されていないこと、または付与されてはいるものの、給付の質及び量の差異の程度が大きいことによって不合理であると認められる労働条件がある。

①については無期労働契約者に対する手当等との差額全体を損害と認めるべきだが、②については、不合理性をどのような形で解消すべきかという見地から検討し、不合理とはならない程度の労働条件を付与すべきである。

イ 本件年末年始手当及び住居手当は、時給制契約社員にこれが全く付与されていないことをもって不合理であると認められるものであるが、損害の性質上その額を立証することが著しく困難である。そこで、民訴法248条に従い、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき相当な損害額を認定すべきである。

(5) なお、地位確認請求については棄却された。

3 検討

(1) 労働契約法20条違反の判断枠組について

本判決の判断枠組は大阪事件判決とほぼ同一のものであり、最高裁第二小法廷平成30年6月1日判決（ハマキョウレックス事件）が提示した判断枠組も同趣旨である。

同日に出されたもうひとつの最高裁判決（長澤運輸事件）も、賃金項目の趣旨を個別に考慮して労働条件の相違の不合理性を判断すべきとしており、個々の労働条件ごとの検討・判断という方向性は判例上確立したと思われる。

(2) 損害論について

本判決が採用した民訴法248条による損害額認定という手法を、時系列的に後行する大阪事件判決は採用しなかった（大阪事件判決は、不支給が違法とされる各手当相当額の全額を損害と認めた）。前述した二件の最高裁判決も、民訴法248条による割合的認定は行っていない。

本判決が提示した損害論は、各手当の趣旨・性質と設定経緯を具体的に勘案しながらバランスの取れた損害額を認定しようという長所を持つが、反面、裁判官の心証により損害の算定方法に差異が生じ、予測可能性が損なわれるという短所も持つ。

前述した二件の最高裁判決は、有期契約労働者と無期契約労働者との「均衡の取れた処遇」を強調している点が特徴的である。民訴法248条による割合的認定が個別の事案における「均衡」処遇を図るうえで有用であることは否定できないため、最高裁判決を踏まえたうえで、今後同様の認定手法を用いるケースが現れる可能性がある。

東 弁 往 来

第59回 法テラス釧路法律事務所



釧路弁護士会会員 武井 祥 (67期)

2014年12月に弁護士登録し、東京弁護士会に入会。小林・福井法律事務所にて1年間養成を受ける。2016年1月から法テラス東京法律事務所にて勤務。2016年3月に釧路弁護士会に登録換えをし、現在に至る。

法テラス釧路法律事務所
(北海道釧路市)

1. はじめに

私は、2015年1月から1年間、小林・福井法律事務所にて養成を受けました。その後、法テラス東京法律事務所での勤務を経て、2016年3月から法テラス釧路法律事務所へ赴任しました。今回は、釧路の特色や、法テラス釧路法律事務所の活動等をご紹介します。

2. 釧路の特色

釧路は北海道東部の太平洋沿岸にあり、1年を通して他の地域より気温が低いのが特徴です。冬は時にマイナス10度を下回る厳しい寒さとなりますが、建物にはどれも防寒対策がしっかりとされているため、室内に入ればそれほど寒さを感じることはありません。また、降雪量も北海道の他の地域に比べると少ないようです。ただ、冬場は気温が低く、路面がスケートリンクのように凍結してしまいます。仕事でもプライベートでもほとんどが車移動ですので、スリップして事故を起こさないように注意する必要があります。個人的に釧路に来て一番驚いたのは、冬の寒さよりも夏の涼しさでした。釧路の平均最高気温は、8月でも20度を少し超える程度で、30度を超える日は1年を通して1日あるかないかです。釧路の気候に慣れてからは、夏場に東京に行く暑さで体力を奪われるようになり、一日も早く釧路に戻りたいと思うようになりました。今年の夏は全国的に猛暑となっているようです。都会の暑さにお疲れ気味の方は釧路旅行がおすすめです。

北海道の大自然は釧路でも随所に感じられますが、中でもそれが感じられるのは釧路湿原で、一面に広が

る雄大な景色は圧巻です。展望台から景色を眺めたり、カヌーで湿原の中を散策したりと、観光客にも人気のスポットとなっています。また、通常の業務で車を運転していても、キタキツネが飛び出してきたり、遠くでタンチョウが歩いていたり、とてもどかな風景を見ながら移動することができます。弁護士会館の目の前にエゾシカが5、6頭群れをなしているのを見ることがもありました。

3. 法テラス釧路法律事務所について

(1) 事務所の概要

当事務所は昨年末まで弁護士2名体制だったのですが、2018年8月1日現在は一時的に欠員が生じており、弁護士1名と事務局職員2名が所属しています。雄大な自然を紹介したのであまりイメージが湧かないと思いますが、司法過疎地域ではなくいわゆる本庁型の事務所ですので、一定の資力以下の方の事件を受任しています。また、その中でも一般の弁護士が関わりにくい案件などに積極的に関わり、地域の弁護士の補完的な役割を担う業務を行っています。

(2) 連携活動について

補完的な役割を担うための取り組みとして行っているのが、福祉機関などとの連携です。ある支援機関が支援する中で、ご本人が法的問題を抱えていることが疑われるケースに直面することがあります。そのようなケースの場合、自らの法律問題を適切に理解できず法律相談を受けようという意思を持てなかったり、移動が困難なため弁護士のいる法律事務所まで行って法律相談を受けることが難しかったりします。このような

場合に支援機関から当事務所に連絡していただくことで、ご本人の自宅や介護施設などに支援機関の方と一緒にご本人を訪問し、法律相談を行ったうえ必要に応じて事件として受任しています。

このような事件では、移動時間や支援機関との打ち合わせが必要となり、ご本人から事情を聞くのもスムーズにはいかないケースが多数です。通常の場合と比較すると苦労は多いですが、苦労が多い事件ほどスタッフ弁護士である自分が担当して良かったと思う事件でもあります。困難を乗り越えて法的問題を解決できたときには、満足感もひとしおです。

また、釧路地裁の管轄面積は非常に広く、約80名の弁護士で東京都の約13倍の管轄面積をカバーしていますが、弁護士のほとんどが釧路本庁や支部がある地域に固まっているため、それらの地域を外れると途端に弁護士へのアクセスが困難となります。そこで、連携活動の一環として、釧路市の就労支援機関が開催している「なんでも無料相談会」に参加させていただいています。これは、釧路市周辺の町村で相談会を開催し、様々な悩みごとの相談を受けるものです。釧路市だけで東京23区の2倍を超える面積を有するなど、一つ一つの市町村が非常に大きいので、周辺の町村はほとんどが弁護士へのアクセスが困難な地域になっています。この相談会では法的問題を抱えた方の相談をしばしば受けますが、様々な理由で自ら事務所に向いて法律相談を受けることが困難な方も多く、隠れた司法過疎が生じているように感じています。

2018年8月1日の時点では、弁護士2名体制で構築してきた連携を1名で担っています。なかなか大変な時もありますが、連携活動は諸先輩方が構築してきた財産ですので、次の代まで引き継げるよう、なんとか



弁護士会館前に群れるエゾシカ。後ろの建物は検察庁



釧路湿原

今までと同様の連携を続けたいと考えています。また、地理的な問題で弁護士へのアクセスが困難な地域については、連携を通して法的ニーズを吸い上げることができればと考えています。

(3) 事件の特色

連携活動で受任に至った事件が大部分を占めるという特色はありますが、事件類型自体は債務整理や家事事件が多く、一般の法律事務所と比較しても大きくは変わらないと思います。また、釧路弁護士会は所属弁護士が約80名と全国的にも非常に小規模な単位会です。そのため、国選事件や、後見人への就任など、裁判所依頼事件を受けることも多くあります。私自身も釧路に赴任してから複数の裁判員裁判対象事件を含む刑事事件や後見事件などを担当できました。若手であってもすぐに多種多様な事件を担当することができるのは、釧路弁護士会の特色かと思います。

4. 終わりに

釧路に来た当初は弁護士2年目で、東京を離れて生活すること自体も初めてでした。このような私がともにやっていけるのだろうかと非常に不安でしたが、様々な方の支えのおかげで、なんとかやっていられています。もちろん自分の力が不足していると感じることはありますが、いろいろな経験を経て、自分なりに少しずつ成長できているのではないかと考えています。何よりも、自ら声を上げることすら難しい弱い立場の人の問題を解決できた時は、法テラスの弁護士として釧路に来て良かったと心から思います。

法テラスの弁護士として地方に赴任して仕事することは、とてもやりがいのある素敵な仕事だと思います。これを読んで少しでも地方での活動に興味を持っていたければ幸いです。また、釧路に興味を持った方は、ぜひ一度釧路の大自然を満喫しに来てください。

第74回

新進委員会 OB・OG に聞く

vol.1 初代委員長 福崎聖子会員 編

聞き手：新進会員活動委員会委員 船橋 桃子 (67期)

新進会員活動委員会では、これまで、各分野で活躍している弁護士へのインタビュー記事を掲載してきました。今回は、当委員会の初代委員長福崎聖子会員（54期）に、当時の当委員会における活動内容、当委員会卒業後の会務活動等について、お話を伺いました。

——まずは、当委員会発足の経緯について教えてください。

当委員会は、若手が増加してきているにもかかわらず、若手の意見を吸い上げたり新入会員歓迎会を運営したりする委員会がないことから、これを行うべく、発足しました。当委員会のような若手主体の委員会は全国初であったため、注目を浴び、他会の会長から、問い合わせのお電話もいただきました。

——当時の当委員会での主たる活動内容、思い出について教えてください。

主な活動は、新入会員歓迎会の開催、「弁護士就業問題等」に関するアンケートの実施、理事者との意見交換会の開催、「若手相談室」の設置等です。毎月の委員会後には必ず委員で飲みに行って交流を深めており、楽しい思い出として心に残っています。

——当委員会での活動がその後の会務活動やご自身の仕事にどう生かされましたか。

若手からしたらなかなかお話しする機会のない理事者の意見を深く伺うことができ、世代間の意見の相違や全国の単位弁護士会から見た当会の立ち位置を知ることができたのはよかったと思います。やはり当委員会の活動は全国からも注目を浴びており、今後も世代や地方を超えて弁護士自治を支える活動を行っていくことが重要だと感じました。当委員会での活動を通じて人脈が広がり、仲間の重要性も実感することができました。そして、若手の意見を吸い上げたことで、経済的・社会的に弱い立場にある若手会員や女性会員をサポートする必要性も認識しました。こういった経験が、若手会員や女性会員のサポート活動、具体的には現在も行

っている日弁連若手弁護士サポートセンターの副委員長として活動に携わるきっかけとなったと思います。

——日弁連若手弁護士サポートセンターにおける活動について具体的に教えてください。

日弁連若手弁護士サポートセンターには、独立開業支援部会、夢部会、女性会員支援部会という3つの部会があるのですが、私は女性会員支援部会の部会長（副委員長）を務めています。女性会員支援部会では、東京と大阪で就職相談会を実施しています。この相談会では、経営者側弁護士・若手弁護士がそれぞれ4名ずつ参加し、採用する側・採用される側それぞれの成功談・失敗談等を紹介しつつ、女性会員の就職支援をしています。また、現在、日弁連にて弁護士会内に地方会員が上京した際に一時的に育児のために使用できる部屋を作ろうという動きもあり、そういったトライアル事業にも携わっています。

——その他の当委員会卒業後の会務活動について教えてください。

2009年度は当会の法律相談センター運営委員会の副委員長を務めさせていただきました。また、先ほどもお話しした通り、女性会員のサポートにも力を入れており、2016年度より日弁連および当会の男女共同参画推進本部にも参加し、特に日弁連では本年度事務局次長も務めさせていただいております。さらに、日弁連の代議員・常務理事、および当会の常議員を務めさせていただいたこともあり、幅広く活動させていただいております。

——当委員会所属時や若手会員の時にやっておけばよかった



福崎会員の事務所にて

という企画、活動等がありますか。

当委員会所属時ではないのですが、当委員会卒業後は、現役世代に委員会運営を任せ、当委員会に対して先輩が口出しをしないことが大切だと思っていました。しかし、卒業から何年か経った後、世代の離れた先輩弁護士と若手会員をつないでいくためには、当委員会OB・OGが、卒業後も少し進言や手助けをする形で関わっておけばよかったと考えようになりました。中堅会員が世代の大きく離れた先輩会員と若手会員との橋渡しの役割をいかに果たしていくか、は今後も弁護士自治を維持していくためにも考えていかなければならない問題であると思います。

また、ブラック事務所対策、修習貸与金に関する谷間世代の問題は、現在早急に対処しなければならない重大な問題であると感じています。これらの問題を解決することが、一番の若手支援につながるようにも思います。

—— 現在、職務、会務活動、育児をどのように両立しているのでしょうか。

私は会派活動もしているので、通常業務、会務活動、会派活動となかなか忙しい日々を送っていましたが、今年1月に70期の弁護士に入所いただき、非常に助かっております。また、8歳の娘がおり、出産直後は大変な時期もありましたが、今は周囲の方々のご協力もあり、両立できているかと思っています。育児と業務の両立に関する相談を受けることがよくありますが、全てを完璧にこなすのは難しいので、あまり考え過ぎずに、自分の中での7割くらいを目指すような気持ちで臨んでいただければ、肩の荷も下りるのではないかと思います。

—— 会員数が少なかった時代、若手間の交流はどのように行っていましたか。

とにかく飲み会には参加していました。先ほどもお話しした通り、当委員会終了後には毎回飲み会を開催しており、委員会外の会員もそこに参加してもらおうなどして、積極的に若手間の交流を図っていました。

—— 会員数が増えている現在、弁護士業界内の変化は感じていらっしゃいますか。

現在は、社会経験を経て弁護士になれる方も増えてきており、外部の世界とのつながりも従来に比べて広がっていると思いますし、弁護士業界は洗練されてきていると感じています。ただし、やはり上の期の世代と若手世代の考え方の違い、また経済的格差の問題はこれから更に深まっていくと思いますので、このような格差感は埋めていかなければならないと思います。

—— 現在、顧客獲得や顧客維持のために行っている活動がありましたら教えてください。

顧客獲得や顧客維持という目的のためだけに特定の活動はしておりません。むしろ、個人的感覚としては顧客獲得を意識し過ぎると、顧客は逃げていくように感じています。まずは何よりもネットワーク作りが大切だと思います。顧客獲得を過剰に意識せず、会務活動や会派活動に参加したり、仕事や趣味を通して様々な外部の業界と交流を図ったりし、人脈を広げていくことで、自然と仕事につながっていくのではないのでしょうか。また、育児や家事といった業務外の悩みを共有する場に参加することで、新たな視野・人脈が広がり、結果として仕事につながることもありました。無駄だと感じる時間であっても、もしかしたらそれが人間の幅を広げることは勿論、何らかの仕事につながるかもしれない、そのような思いをもって様々な場に足を運んでいただければと思います。

—— 最後に、当会の若手会員へのアドバイス、メッセージをお願い致します。

とにかく外部の方々は勿論ですが、まずは弁護士同士のネットワーク作り、人脈形成に励んでください。弁護士であっても、一人で生きていくことはできません。そして、困った時に助けてくれるのは、やはり弁護士仲間だと思います。何かあった際にすぐにチームを組んで助けてくれるような、強固な弁護士の仲間を作っていっていただければと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

62期(2008/平成20年)

法曹一元修習のありがたさ



会員 内野 令四郎 (62期)

刑事事件三昧

実務修習は、父祖の地、鹿児島を第一希望で選択した。修習中に父経一郎（当会）から「おい、事務所にちょっと顔を出せ」と簡単に呼出しを受けないためでもあったが（笑）。

その鹿児島で待ち受けていたのは、緊張感あふれる平島正道裁判官の訴訟指揮。弁護人の甘い尋問に手厳しく、検察官にも緻密な立証を要求され、刑法法の当事者主義を実現していると感じ入った。一方で、やむにやまれず執行猶予中に無免許運転した被告人に対し、判決期日を調整して正月を家族で迎えらるよう粋な計らいもされ、刑事裁判かくあるべしと強く印象が残った。

この「平島コート」に対峙（？）する検察庁の修習開始式では、大野宗検事正（現公証人）から、「検察官に必要な要素は、真相究明にける情熱と、共感能力である」との訓示を受けた。心地よい緊張感の中で修習担当事件（傷害）の現場まで出張を許して頂くなど、地方修習ならではの良い思い出を作ることができた。

加えて、同期の近藤陽介弁護士（当会）と鹿児島県警に直訴し、「警察修習」を自己開拓した。鑑識の制服を身にまとい火災現場で指紋収集体験、また異状死の現場にも臨場し、現場の警察官の業務がいかに厳しいものか、肌身に沁み込む経験をした。

検察官への道

就職氷河期の中、父の事務所に就職予定でのんびり過ごしていたが、体育会系だったこともあり、刑事事件の修習を通じて、検察官への憧憬が深まった。来鹿された永村俊朗検察教官（現公証人）に、酔った勢いで検察官への道を相談したところ、「お前だったら、俺が推薦すれば大丈夫」とのこと。

「本当ですか!？」と喜んだ次の瞬間、永村教官から、「でもな、検察官ってのは、親の死に目にも逢えない仕事だ。実際、俺もそうだった。法曹の大先輩の親父さんが、お前を事務所で待っているのに、俺はお前を推薦できん。いや、絶対に推薦しない」とのお言葉。酔いも吹き飛び、ただただ頭を下げるばかりだった。

薩摩琵琶

修習の合間を縫って、先祖の墓守をしてきている親戚のおばさん達の家は何度も足を運び、戦争体験やご先祖様のお話を聞くことができた。終戦直後の中国大陆でソ連兵との心の交流があった話を聞くにつけ、表面的でない「歴史」の奥深さを感じる事ができた。

先祖のご縁をたどっているうちに、関ヶ原の敵中突破を果たした島津義弘の末裔、島津義秀氏とご縁を頂き、薩摩琵琶と天吹（薩摩尺八）のお稽古を今でもつけて頂いているのは修習時代の貴重な財産である。

離島修習提案

世代に近い裁判官と共に奄美大島を訪れ、中島基至裁判官（当時名瀬支部長）から離島司法の難しさを教えて頂いた。薩摩のご先祖様がご迷惑をお掛けした（かもしれない）奄美のために一石を投げられないかと考え、再訪した上で、離島修習の提案書をまとめ、地裁所長・検事正・弁護士会会長宛に提出して帰京した。

法曹としての基礎は修習時代に築かせてもらった。最近、かつての教官である渡邊英城弁護士（当会）と仕事をご一緒する幸運も重なり、少しでも後進の育成ができればと、今年から修習生を受け入れている。法曹一元修習だからこそ頂けたご縁を、後輩たちも受け継ぐような環境を残したいと強く願っている。

雑感

会員 上田 圭介

1 自己紹介

弁護士登録をして数か月であり、所属事務所からは患者側の医療過誤訴訟事件を主に配点されている。

2 新人の感想は、どの業界も似ている？

実務に出てまず感じることは、法科大学院の授業や司法試験に向けて学んできた高度な法律論を実務ではあまり使わないということだ。難解かつ退屈ゆえに、眠りの素であるとして、「眠素」と呼ばれる民訴法での既判力や反射効等の議論を実務で行うことはまずない。もちろん、難解な法律についての理解と知識があるからこそ、実務を円滑に動かすことができるのであるが、受験生時代の法律実務に対するイメージと最もギャップを感じた部分である。

この点に関し、他の資格の場合でも似たような感想を持つようで、研修医向けの文献に、「学生時代に腸チフスだとかPMR+TAとか、色々な発熱の原因になる疾患をたくさん勉強したのに、いざ働いてみると」、「救急車で来る高齢者の発熱の多くは、肺炎か尿路感染症」であり、「自分が研修医になったときに、これが最も衝撃的」だったとの記載がある（天沢ヒロ「〈Essence for Resident〉わかる抗菌薬」(医学書院) 162頁）。

実務において高度な法律論を要しないことは、実務が簡単であることを意味するものではない。今まで学んできたことを活かしつつ、法曹としての能力の研鑽に努めたい。

3 患者側代理人という逆境

医療機関側と比べ、患者側は不利な立場にあるといえるだろう。

医療機関側は、診療録等の診療記録のすべてを所持

し、現に診療した医師、看護師等から診療記録に記されていない事実を聴取でき、当然医学的知見も有している。

これに対し、患者側は、麻酔下での術中では意識がなく、意識がある状態の診療でも診療内容を理解できる者は少なく、死亡事例ではもはや患者本人からの供述が得られない。医療機関側から診療記録の開示を拒絶されることもあり、開示を受けても改ざんされている可能性もあり、そもそも初めから真実が記載されていない可能性もある。このように、事実の把握、事実の立証、医学的知見等の観点から、医療機関側と患者側とは大きな差がある。

患者側の不利な点を挙げればきりが無い。しかし、私はこのような不利な点が多いからといって悲観しているわけではなく、この逆境を乗り越えることにやりがいを感じている。

4 医療従事者の「敵」？

医療従事者に、自分が主に患者側を代理する弁護士をしていることを伝え、「敵だね」と即答されたことがある。医療従事者からすると、この仕事は敵に見えるのかもしれない。

しかし、私は医療従事者を敵などとは思っていない。むしろ、医学文献や診療記録を読み、医師等から現場の声を聞くなどし、医療従事者の仕事を知ると、医療従事者の努力と成果に尊敬の念を抱くことも多い。

適切な能力を持った弁護士が、適切な訴訟等を介して、適切な損害賠償を実現することは、不合理な訴訟提起による医療従事者の負担を回避し、悪しき結果が生じた患者を救済し、医療に対する信頼が守られることに繋がり、その結果、すべての者にとって利益となると信じ、この業務・研鑽を続けている。

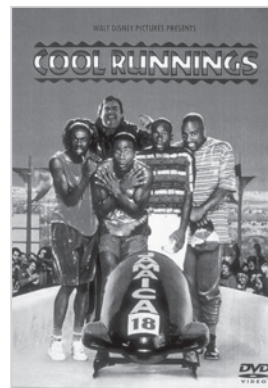
『クール・ランニング』

1993 年／アメリカ／ジョン・タートルトーブ監督作品

零からゴールを目指す

会員 江田 翼 (70 期)

『クール・ランニング』
DVD 発売中／デジタル配信中
©2018 Disney
発売／ウォルト・ディズニー・ジャパン



1 ストーリー

ジャマイカの 100 メートル選手、デリースは、金メダリストの父をもち、自らも優勝候補と言われる陸上選手だった。しかし、予選では、隣のコースを走っていた選手の転倒に巻き込まれ、オリンピックへの出場は叶わなかった。

委員会に抗議しているとき、デリースは父親と一緒に写っている 1 人の男の写真に目がとまる。その男は、かつて、ボブスレーで金メダルをとったことがある人で、今はジャマイカににいるという。

その話を聞いたデリースは、ボブスレーで金メダルを獲ろうと考え、3 人の仲間と、元金メダリストの男を監督に、オリンピックで金メダルの獲得を目指す。

しかし、ジャマイカは雪がなく、ボブスレー用のソリもない。資金や人を集めようとするも、村のみんなには無理だと嘲笑され、相手にしてくれる人はいなかった。

そんな中で、何とか資金を調達してカナダに向かう。出場用のソリは、アメリカチームが使用していた中古で、慣れない氷の上を歩くことができず、他国の選手に嘲笑され、地元の新聞でも批難を受ける。

しかし、そんな心がくじけそうな状況の中であっても、5 人は練習、訓練に励み、本戦出場を目指して、予選に臨む。

2 零からのスタート

雪がない、ソリがない、資金もない。ボブスレーのオリンピックに必要なものが何もなかったジャマイカ

が、それでも諦めずにボブスレーの練習に励んでいる姿には心をうたれた。周りの態度や接し方を気にしていたが、それでも自分たちの信じる方向に向かってチーム全員が進んでいく。それどころか、周りの態度を見て、自分たちの士気を高め、更に目標に向かって努力する。

これまで出場経験のなかったジャマイカが、何も無いスタートから、金メダルというゴールを目指す姿は、何も無いから諦めるではなく、何も無いのであれば努力をするしかない、と伝えているように感じた。

3 零だからやらないではなく、 零だからこそやってみる

物事を始めるには、事前に用意しなければならないものが複数ある。

それは時には物であり、時には資金であり、時には環境であり。

しかし、必要なものがないというのは、それができないということではない。むしろ、何も無いからこそ、如何様にもすることができる、自分たちの思う目標を決めることができ、その目標に向かって進んでいける。

この映画が公開された後、ジャマイカでは国の支援により、オリンピックへの出場を叶えており、連続で出場を果たしている。

達成したい目標がある、という強い気持ちと努力さえあれば、結果は後からついてくる。この映画は、それを伝えたいのではないかと感じた。



誤解を解きたい

会員 池邊 瑞和 (70 期)

1 言語学…?

自己紹介の機会があると、「言語学の研究をしています」と言うことにしている。ほとんどの場合、相手の顔にナニソレ? という疑問符が浮かぶ。よく、「じゃあ英語ペラペラなの?」と聞かれるが、これはまったくの誤解だ。言語学は個別言語を扱う語学とは異なる学問であり、私は英語が分からない人間である。

一口に言語学と言っても具体的な研究は多種多様で、語や文の構成にまつわるもの、言語獲得・習得にまつわるもの、音にまつわるもの、コンピュータの言語処理にまつわるもの……と枚挙に暇がない。これらの諸分野を包括するには、ことばに関する学問、といった大雑把な定義しかできないのではないかと考えている。

私が研究しているのは語用論 (pragmatics) で、主に、人間の言語解釈を扱う。特定の場面での特定の言語表現が、どのような意味を持つのか、なぜそのような意味が伝わるのか、といったことを考えている。

難しく聞こえるかもしれないので、例を1つ挙げてみる。Aが「明日映画に行かない?」とBを誘い、Bが「明後日英語の試験があるの」と答えたとする。この場合、BはAと映画に行くつもりだろうか? 普通に常識的に考えれば、答えは「NO」だろう。(ここで「明後日の予定は聞いてないよ、明日の話だよ」と言ってしまうと、「空気読めない」「弁護士めんどくさい」の謗りを免れない。) しかし、この返答、言語表現自体はYesもNoも意味していない。それにもかかわらず、なぜ、Bの答えは「NO」だと伝わるのだろうか…?

このような、いたって「普通」で「常識的」な言語解釈のプロセスの理論的な説明を試みるのが、語用論という分野である。

2 法と言語学

これもよくある誤解なのだが、私は早稲田大学法学部出身で、言語学の課程に通った経験はない。今を去ること数年前、法学部1年生の秋、一般教養科目として

形態統語論を受講したのが言語学との出会いだった。これが面白くて担当の乙黒亮教授の講義を受講しまくっているうちに、法言語学という領域を知り、首藤佐智子教授の指導を受けるに至った。

法言語学とは、法に関連する場面、すなわち司法コンテキストにおける言語使用を扱う領域である。私は主に首藤教授と共同研究を行っている。過去の研究テーマは、脅迫のような言葉による行為の分析、法律効果につながる文章のあり方の検討等。我々の関心事項は、司法コンテキストを伴う環境における言語使用の現状であり、語用論的観点から司法的評価の妥当性を検討することである。

会話の参加者は、日々「普通に常識的に」言語表現を解釈している。そのプロセスと結論は必ずしも明示されず、ゆえに、法的紛争の場で当事者の主張が対立することも珍しくない。このとき、いかなる解釈が妥当か、ネイティブスピーカーの第三者は「普通に常識的に」直感できる。しかし、もし一定の解釈の採用に言語学の観点からサポートを与えられれば、直感を越えた理論的な説得力が生まれる。ここに、法学と言語学との連携の大きな意義があると信じている。

3 もう1つの誤解

最後に。「言語学をやると話がうまくなるの?」という問いも多い。結果はご覧の通りなので、話術を磨きたい方には言語学よりも落語をおすすめしたい。



法と言語学会での共著発表

法律学・法哲学

『末弘厳太郎法律時評・時評・法律時評集 上』末弘厳太郎／日本評論社
『末弘厳太郎法律時評・時評・法律時評集 下』末弘厳太郎／日本評論社
『新日本法規財団奨励賞受賞論稿集 平成29年度 第7回』新日本法規財団
『法律関係論における権能』佐藤遼／成文堂

法制史

『法と国制の比較史 西欧・東アジア・日本』水林彪／日本評論社
『離島と法 伊豆諸島・小笠原諸島から憲法問題を考える』榎澤幸広／法律文化社

外国法

『ドイツ法入門 改訂第9版』村上淳一／有斐閣
『EU一般データ保護規則』宮下紘／勁草書房
『独仏法における法定解除の歴史と論理』杉本好央／有斐閣
『アメリカ契約法入門』高田寛／文眞堂
『ブラジルの同性婚法 判例による法生成と家族概念の転換』Machado, Daniel／信山社
『フランス民事執行法典』法務省大臣官房司法法制部／法曹会
『司法権の国際化と憲法解釈』手塚崇聡／法律文化社
『ミャンマー新投資法・改正会社法』西村あさひ法律事務所／有斐閣
『中国現地法人の労務管理Q&A』尹秀鍾／慶應義塾大学出版会

憲法

『「国家と法」の主要問題』辻村みよ子／日本評論社
『憲法判例のエニグマ』大林啓吾／成文堂
『憲法 第7版』長谷部恭男／新世社
『通信の自由と通信の秘密 ネットワーク社会における再構成』海野敦史／尚学社
『企業における個人情報・プライバシー情報の利活用と管理』渡邊涼介／青林書院
『アイヌ民族法制と憲法』中村睦男／北海道大学出版会
『個人情報保護法の逐条解説 第6版』宇賀克也／有斐閣
『自衛隊と憲法』木村草太／晶文社
『完全解説憲法改正国民投票法』選挙制度実務研究会／国政情報センター
『憲法改正論の焦点』辻村みよ子／法律文化社
『憲法改正をよく考える』阪口正二郎／日本評論社

行政法

『法の番人として生きる』大森政輔／岩波書店
『公務員制』西尾隆／東京大学出版会
『公務員制度改革という時代』佐藤英善／

敬文堂

『わかりやすい都市再開発法 改訂3版』都市再開発法制研究会／大成出版社
『災害復興法学 2』岡本正／慶應義塾大学出版会

税法

『詳解国際税務 2018年版』遠藤克博／清文社
『最近の税務争訟 14』佐藤孝一／大蔵財務協会
『裁判例・裁決例から読み解く後発的事由をめぐる税務』和田倉門法律事務所／清文社
『典型契約の税法務』日本加除出版
『整理したい！会社に対するオーナー社長の金銭貸借』野中孝男／税務経理協会
『税務のわかる弁護士が教える税理士損害賠償請求の防ぎ方』谷原誠／ぎょうせい
『租税訴訟の審理について 第3版』泉徳治／法曹会
『改正電子帳簿保存法完全ガイド 改訂増補版』袖山喜久造／税務研究会出版局
『税理士・弁護士が知っておきたい滞納処分の基本と対策』阿部徳幸／中央経済社
『事例からみる重加算税の研究 第6版』ハツ尾順一／清文社
『条文と制度趣旨から理解する合併・分割税制』佐藤信祐／清文社
『法人税法 14訂版 理論と計算』成松洋一／税務経理協会
『法人税重要計算ハンドブック 平成30年度版』日本税理士会連合会／中央経済社
『所得税重要計算ハンドブック 平成30年度版』日本税理士会連合会／中央経済社
『相続税重要計算ハンドブック 平成30年度版』日本税理士会連合会／中央経済社
『相続税税務調査指摘事項対応マニュアル』米倉裕樹／清文社
『10%対応消費税の軽減税率と日本型インボイス制度』熊王征秀／税務研究会出版局
『地方税法総則逐条解説』地方税務研究会／地方財務協会

地方自治法

『Q&A 地方自治法平成29年改正のポイント』地方自治制度研究会／ぎょうせい

民法

『市民社会と市民法』水林彪／日本評論社
『時効の管理 民法改正対応版』酒井広幸／新日本法規出版
『共有不動産の33のキホンと77の重要裁判例』宮崎裕二／プロGRESS
『隣近所のトラブル解決Q&A』荒井総合法律事務所／法学書院
『「新民法典」の成立』石崎泰雄／信山社
『表解改正民法（債権関係）実務ハンドブック』古川和典／ぎょうせい
『債権法改正の重要ポイント』東京弁護士

会弁護士研修センター運営委員会／ぎょうせい

『民法改正対応契約書作成のポイント』若林茂雄／商事法務
『取引基本契約書作成・見直しハンドブック』北浜法律事務所／商事法務
『建築設計・施工クレーム対応マニュアル改訂版』匠総合法律事務所／新日本法規出版
『欠陥住宅被害救済の手引 全訂4版』日本弁護士連合会消費者問題対策委員会／民事法研究会
『活動状況報告 平成29（2017）年度』自動車製造物責任相談センター／自動車製造物責任相談センター
『認知症鉄道事故裁判』高井隆一／ブックマン社
『相続法改正のポイントと実務への影響』山川一陽／日本加除出版
『事例でみるスタンダード相続手続 改訂版』なこわ法律事務所／新日本法規出版
『遺留分の法律と実務 第2次改訂版』埼玉弁護士会／ぎょうせい
『不動産・商業・法人登記実務事例集』日本加除出版
『実務に役立つ不動産登記先例・通達集改訂版』日本法令不動産登記研究会／日本法令
『新・信託活用事例「認知症」・「家族構成の複雑化」新たな財産承継問題の解決策』北澤達夫／法令出版
『家族信託活用マニュアル 改訂版』河合保弘／日本法令
『戸籍の窓口 6 フローチャートでわかる届書の審査』山下敦子／日本加除出版

商事法

『実践リスクマネジメント要覧』MS&AD インターリスク総研株式会社／経済法令研究会
『会社役員のリスク管理実務マニュアル』渡辺顕／民事法研究会
『実効の子会社管理のすべて』松山遥／商事法務
『株主の利益に反する経営の適法性と持続可能性』草野耕一／有斐閣
『実践取締役会改革』中村直人／中央経済社
『仮装経理の実務対応 粉飾決算をめぐる税務上の取扱い』鈴木清孝／清文社
『社債ハンドブック』太田洋／商事法務
『裁判官と弁護士で考える保険裁判実務の重要論点』加藤新太郎／第一法規
『生命・傷害疾病保険法の基礎知識』長谷川仁彦／保険毎日新聞社

刑法

『刑法基礎理論の可能性』高橋直哉／成文堂
『佐伯千仞著作選集 第6巻上』佐伯千仞／信山社出版
『刑法総論 第5版』大谷実／成文堂

『刑法各論 第5版』大谷実／成文堂
『性暴力被害者の医療的支援』性暴力救
援センター・大阪SACHICO／信山社
『刑事政策 第2版』川出敏裕／成文堂
『矯正図書館開設50周年記念誌「知識創
出の空間」をめざして』矯正図書館／矯正
協会
『「司法と福祉の連携」の展開と課題』刑
事立法研究会／現代人文社
『共謀罪コメンタール』小池振一郎／現
代人文社
『企業犯罪と刑事コンプライアンス』甲斐
克則／成文堂
『日中刑法総論・各論の先端課題』甲斐
克則／成文堂

司法制度・司法行政

『現役弁護士が司法試験を解いてみた』ロ
ースクールと法曹の未来を創る会／現代人
文社
『判事補及び検事の弁護士職務経歴制度
運用の手引 17訂版』日本弁護士連合会
『日本司法支援センタースタッフ弁護士全
国経験交流会報告書 平成29年度』日本
弁護士連合会総合法律支援本部／日本弁
護士連合会
『30周年記念誌』第二東京弁護士会倒産
法研究会／第二東京弁護士会倒産法研究
会
『弁護士会照会ハンドブック』佐藤三郎／
金融財政事情研究会

訴訟手続法

『民事訴訟法判例研究集成』野村秀敏／
信山社
『民事訴訟利用者調査 2016年』民事訴
訟制度研究会／商事法務
『若手弁護士のための民事弁護初動対応の
実務』長瀬佑志／日本能率協会マネジメ
ントセンター
『訴訟弁護士入門 民事事件の受任から解
決まで』飛松純一／中央経済社
『最新裁判実務大系 7 労働関係訴訟1』
山川隆一／青林書院
『最新裁判実務大系 8 労働関係訴訟2』
山川隆一／青林書院
『最新裁判実務大系 9 労働関係訴訟3』
山川隆一／青林書院
『民事控訴審ハンドブック 事後審的運営
批判と理論・実務的諸問題の解明』松本
博之／日本加除出版
『破産手続書式集 新版』第二東京弁護
士会倒産法研究会／慈学社出版
『70周年記念誌』東京民事調停協会連
合会／東京民事調停協会連合会
『判例講座刑事訴訟法：公訴提起・公判・
裁判篇』川出敏裕／立花書房
『接見交通権の理論と実務』葛野尋之／現
代人文社
『監視大国アメリカ』Ferguson, Andrew
Guthrie／原書房
『捜査法演習 第2版 理論と実務の架橋の

ための15講』佐々木正輝／立花書房
『少年事件Beginners ver.2』現代人文
社

経済産業法

『中小企業の事業承継 9訂版』牧口晴一
／清文社
『エネルギー法実務要説』西村あさひ法律
事務所／商事法務
『原発事故被害回復の法と政策』吉村良
一／日本評論社
『M&A実務の基礎 第2版』柴田義人／
商事法務
『特定商取引に関する法律の解説 平成28
年版』消費者庁取引対策課／商事法務
『改正割賦販売法でカード決済はこう変わ
る』瀬田陽介／日経BP社
『マネロン・テロ資金供与対策キーワード
100』EYアドバイザリー・アンド・コンサル
ティング株式会社／金融財政事情研究会
『暗号通貨取引の理論』Samid, Gideon
／金融財政事情研究会
『逐条解説・2017年銀行法等改正』湯
山壮一郎／商事法務
『実務必携信用金庫法』鈴木仁史／金融
財政事情研究会
『皆様と共に歩んだ10年 日本貸金業協会
10年史』日本貸金業協会
『THE資産管理専門銀行 第4版 その実
務のすべて』日本トラスティサービス信託
銀行／金融財政事情研究会

知的財産法

『知財関連補助金業務の知識と実務』林
哲広／経済産業調査会
『図解特許協力条約 第6版』荒木好文／
発明推進協会
『PCTの活用と実務』下道晶久／発明推
進協会
『Q&A特許法 大阪の弁護士が解説する知
的財産権』大阪弁護士会／経済産業調査
会

観光関係法

『旅行業概論 新版 旅行業のゆくえ』森下
晶美／同友館
『民泊ビジネス運営のための住宅宿泊事業
法と旅館業法のしくみと手続き』三修社
『民泊を考える』浅見泰司／プログレス

労働法

『経営側弁護士による精選労働判例集 第
8集』石井妙子／労働新聞社
『予防・解決職場のパワハラセクハラメン
タルヘルズ 第3版』水谷英夫／日本加除
出版
『就業規則・労使協定・不利益変更』労
務行政研究所／労務行政
『特定化学物質障害予防規則の解説 第
19版』中央労働災害防止協会／中央労
働災害防止協会
『精神障害者雇用のABC』山口創生／星

和書店
『労働保険徴収法 改訂14版』労務行政
研究所／労務行政

社会福祉法

『子どもの人権をまもるために』木村草太
／晶文社
『児童相談所における子ども虐待事案への
法的対応 改訂』久保健二／日本加除出版

医事法

『ブリッジブック医事法 第2版』甲斐克則
／信山社出版
『優生保護法が犯した罪 増補新装版』優
生手術に対する謝罪を求める会／現代書
館

環境法

『新・よくわかるISO環境法 改訂第13版』
鈴木敏央／ダイヤモンド社
『水俣から 寄り添って語る』水俣フォー
ラム／岩波書店
『水俣へ 受け継いで語る』水俣フォー
ラム／岩波書店
『水俣病図書目録 1』水俣フォーラム／水
俣フォーラム

社会保険法

『社会保険・労働保険の事務百科 平成30
年4月改訂』社会労働保険実務研究会／
清文社

教育法

『大学教職員のための権利ハンドブック 新
版』京滋地区私立大学教職員組合連合／
かもがわ出版

国際法

『難民のソーシャル・キャピタルと主観的
統合』森恭子／現代人文社
『法廷で裁かれる南洋戦・フィリピン戦』
瑞慶山茂／高文研
『ダウンロードできる英文契約書の作成実
務』吉川達夫／中央経済社
『販売店契約の実務』小島国際法律事務
所／中央経済社
『Q&A外国人住民基本台帳事務』市町村
自治研究会／日本加除出版

条約集

『租税条約関係法規集 平成30年版1』
納税協会連合会
『租税条約関係法規集 平成30年版2』
納税協会連合会

判例評釈集

『私法判例リマックス 2018 下』窪田充
見／日本評論社

裁決集

『土地収用裁決例集 平成28年度裁決』
全国収用委員会連絡協議会／ぎょうせい

新宿区によるデモ出発地として使用できる公園の基準見直しに関する会長声明

1 東京都新宿区が本年6月に行った、デモ出発地として使用できる公園の許可基準の見直し(本年8月1日から適用)は、デモ行進の自由に対する本質的に強度の制限となり、憲法第21条の保障する表現の自由に反する恐れが強いため、直ちに改めるよう求める。

2 従前の「住宅街に近接していないもの」という同区の基準によっても、使用できる公園は4か所に限られていたが、新基準では「学校、教育施設及び商店街に近接していないもの」という要件が追加される結果、デモ出発地として使用できる公園の基準に3つの公園が適合しなくなり、新宿中央公園1か所しか使用できなくなる。しかも、集合から30分以内に出発しなければならず、また、1日2件の使用しか認めないという条件も加えられている。

デモ行進そのものは道路使用の問題であるが、デモ出発地として使用できる公園がなくなることは、その地域でのデモ行進そのものが認められなくなることを意味するから、この基準見直しは、デモ行進の自由そのものの全面的な規制である。

3 デモは動く集会ともいわれ、その自由は憲法第21条の表現の自由により保護される権利である。デモは特に表現手段の乏しい市民にとっては極めて重要な意見表明の手段であって、「特定の意見」を直接、通行人等の不特定多数人に広く伝え、その意見に対する共感を得て、時として批判や葛藤をも巻き起こすことにより、問題に対する考えを深めていく機会を社会にもたらすという重要な意義がある。その意味で、デモの自由には、周辺地域の人々に視覚や聴覚に訴えかけるといった手段を伴うことが予定されているのであり、音量や時間等において配慮は必要だとしても、近隣に一定の負担が生じることは許容されるべきである。

4 新宿区側は、今回の基準見直しの理由として、当初、ヘイトスピーチ対策に重点をおいた説明をしていたが、その後、基準見直しの背景事情として、デモ件数が増加していること、これに伴って、公園周辺町会や商店会、地域住民から、頻発するデモによる周辺の交通制約や騒音により迷惑しているため、デモを制限して欲しい旨の要望を受けているとの説明も行われている(以上、本年6月28日付朝日新聞報道等による)。

しかしながら、デモの増加については顕著な増加の実態はないし、デモ出発地として使用されることによる騒音や交通の支障が、デモ行進に一般的に伴う負担を超えるものか否かも具体的に示されていない。もとより「迷惑なので制限して欲しい要望がある」となどという漠然とした理由による規制は許されないことである。

また、基準見直しの理由として「ヘイトスピーチのデモにも使われている」ことを挙げておきながら、「他のデモとの区別が困難」であるとして、結局デモ出発地としての使用を一律に制限する基準に変えようとしているのであり、これでは、ヘイトデモ規制を口実にしたデモの一律禁止と見られかねない。

5 デモ行進の自由の重要性に照らせば、デモ一般については、当該公園をデモ出発地とすることによって人の生命・身体または財産が侵害される明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合でない限り使用を許すべきである。

これに対し、ヘイトデモは、差別的行為であり、人種差別撤廃条約やヘイトスピーチ解消法の趣旨からも規制されるべきものである。もっとも、表現の自由との慎重な調整のために、ヘイト目的か否かの判断を適切に行うためのガイドラインを定めるなどした上で、第三者機関を設置して、1件ごとに慎重に許否を判断することが必要であり、また、権利の重要性からして、行政の内部基準ではなく、条例によって具体的な基準が定められるべきである。この点については、当会が本年6月に採択した、差別的行為の禁止を目的とした、人種差別撤廃モデル条例案、及び同モデル条例案に関する意見書は、ヘイトデモの公園使用規制に関し、見直し基準として活用されるにふさわしいものである。

6 よって、当会は、新宿区に対し、行政の内部基準の変更によって一律に公園のデモ出発地使用を制限しようとする上記の規制を撤回し、ヘイトデモ等の差別的目的による使用の規制については、当会モデル条例案も参考にして、デモの自由を尊重しつつ、議会の条例制定によることとするよう根本的な見直しを求める。

2018年7月23日

東京弁護士会会長 安井 規雄

改正「東京都迷惑防止条例」の施行にあたり、市民の言論・表現の自由の侵害にならないよう、厳格な運用と必要な改正を求める会長声明

1 2018(平成30)年3月29日、東京都議会は「公衆に著しく迷惑をかける暴力行為等の防止に関する条例(東京都迷惑防止条例)の一部を改正する条例」(以下、「本改正

条例」という。)を決議し、7月1日より施行されている。本改正条例は、「盗撮行為の規制場所の拡大」「つきまとい行為等の禁止の行為類型の追加」等を内容とするもので、

私人間におけるストーカー行為や嫌がらせの規制を強化しようという趣旨であると説明されている。

しかしながら、規制目的が抽象的であり、規制対象がいまいである点において行政や警察による恣意的な解釈や運用により市民の言論・政治的活動の自由や報道機関の取材活動へ不当な規制が行われるおそれがあり、またそのことが市民運動や報道機関を委縮させるおそれがあるため、不当な規制が行われないよう厳格な解釈や運用を徹底されるべきであり、曖昧な規定については速やかに改正すべきである。

2 具体的には、今回の改正で第5条の2（つきまとい等の禁止）第1項に、新たに第1号「住居等の付近をみだりにうろつくこと」、同第2号「監視していると告げること」、同第3号「電子メール（SNS 含む）を送信すること」、同第6号「名誉を害する事項を告げること」、同第7号「性的羞恥心を害する事項を告げること」が付け加えられている点に関する問題である。

まず「住居等の付近をみだりにうろつくこと」（第1号）については、「ねたみ、恨みその他の悪意の感情を充足する目的」以外に目的の限定がなく、報道機関が取材活動を目的として取材対象の住居等の付近で複数回待機していたことさえも、特定の政治家をおとしめる悪意の感情を充足する目的であるとして本条例に違反するとされるおそれがある。これでは、報道の自由が制限され、ひいては市民の知る権利が制限されてしまう。

次に、「監視していると告げること」（第2号）についても、対象となる行為や目的が限定されていない。何が監視にあたるかがまずあいまいであり、市民によるオンブズ活動や、市民による行政機関に対する監視行動といった正当な目的の行為も本条例の「監視」とされるおそれがある。

また、「電子メール（SNS 含む）を送信すること」（第4号）も対象となるが、これも同様に行為や目的が限定されていない。市民が国や自治体、企業に対する意見表明をすることも、相手が拒んでしまえば、規制の対象となるおそれがある。

さらに、「名誉を害する事項を告げ、その知り得る状態に置くこと」（第6号）についても、方法の限定がなく、市民が

政治家などを批判する内容のビラまきをしたり、消費者が企業に対して不買運動をしたりする行為やSNSで発信する行為も、反復すればこれにあたることになってしまうおそれがある。

よって、これらの新たな規制については、あくまで「個人が個人に対して私的な恨み・妬み・感情で害悪を加える目的やストーカー的目的」に限定する解釈や運用がなされるべきであり、規制目的を具体的に規定する改正が必要である。

3 なお、第6号の「名誉を害する事項を告げること」を刑法の名誉毀損罪と比較すると、「公然性」が要求されていないことから、名誉毀損罪と比べて処罰範囲がきわめて広範であるし、主観的な名誉感情まで含み、侮辱罪に当たる行為まで条例の処罰範囲としているように読める。この点、名誉毀損罪は、表現の自由との緊張関係があるため、刑法第230条の2で、名誉毀損行為が公共の利害に関する事実に係るもので、専ら公益を図る目的であった場合に、真实性の証明による免責を認めている。これは、表現の自由と人の名誉権の保護との緊張関係の調整を図るために設けられた規定である。本条例は、このような表現の自由に対する配慮がない点で、表現の自由に対する重大な侵害となり得る。また、本条例は、法律によって禁止されていない行為まで禁止し処罰する危険性もあるため、憲法第94条の「法律の範囲内で条例を制定することができる。」という文言に反するとも考えられる。

4 このように、本条例は、市民の言論の自由、表現の自由、知る権利、報道の自由を侵害するなど憲法第21条に違反する危険性があり、また法律の範囲内で条例を制定できるとする憲法第94条にも違反するおそれがある。

当会は、市民の言論の自由や政治的活動の自由を制限することは、民主主義の根幹を制限することになるため、本条例の厳格な運用と目的や行為を明確化する改正をすることを強く要望する。

2018年7月25日

東京弁護士会会長 安井 規雄

再度の死刑執行に抗議するとともに、死刑執行の停止を求める会長談話

2018年7月26日、全国に拘置されていた死刑確定者6名の死刑が一斉に執行された。これは去る7月6日に7名の死刑が一斉に執行されたオウム真理教の一連の事件に関するもので、わずか3週間のうちに同教団のすべての死刑確定者13名について死刑が執行されるという異例の事態となった。

東京弁護士会は、これまでも死刑執行の停止を求める会長声明を出してきたが、今回の執行はこうした声明を一顧だにしないものである。

東京弁護士会は、改めて、死刑執行に対して強く抗議し、全ての死刑執行の停止を求めるとともに、今回の死刑執行を機に、当会において、死刑を含む刑罰制度の見直しについて、会内外の様々な声に耳を傾けつつ、一層の議論を進めることを決意するものである。

2018年7月31日

東京弁護士会会長 安井 規雄

INFORMATION：お知らせ

【訂正】

本誌 2018 年 4 月号「特集」に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

21 頁 左段 (5) 危険負担の第 2 段落（「新法 567 条は、」で始まる段落）を以下のとおり訂正いたします。

（正） 新法 567 条は、新法 536 条 1 項が当事者双方の責めに帰することができない事由により履行不能となったときには債権者は反対給付債務の履行を拒絶できると定めたことを踏まえ、売買の目的物引渡後（1 項）、あるいは受領遅滞の状態で（2 項）、当事者双方の責めに帰することができない事由により目的物が滅失、損傷したときには、買主に危険が移転することになり、買主は代金債務の履行を拒絶できないと規定する。
